

令和3年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年9月8日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和2年9月8日(水) 午前9時00分
閉 会 日 時	令和2年9月8日(水) 午後3時45分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 加藤 久子 金澤 孝太郎 野本 恵司 潮田 幸子
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第75号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第76号	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第77号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決
第78号	鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第79号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第83号	令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正のうち、本委員会に付託された部分	原案可決
第85号	令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第88号	令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第91号	令和2年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長 岩間 則夫
こども応援課長 矢澤 潔
こども応援課副参事 佐々木志万子
こども未来部参事兼
子育て支援課長 伊藤 和代
こども未来部副部長兼
保育課長 佐々木晴美
保育課副参事 宮澤多喜也

(健康福祉部)

健康福祉部長 高木 啓一
健康福祉部副部長 木村 勝美
福祉課長 服部 和代
障がい福祉課長 新島 政博
健康福祉部参事兼
健康づくり課長 清水 恵子
健康福祉部参事兼
介護保険課長 矢澤 欣子
新型コロナウイルスワクチン
接種推進チーム副参事 中山 尚子

吹上支所副支所長(課長級) 大島 和之
川里支所副支所長(課長級) 吉田 勝彦

(教育部)

教育部長 齊藤 隆志
教育部参与 大島 進
教育部参事兼
教育総務課長 鳥沢 保行
教育総務課中学校給食
センター所長(課長級) 竹井 豊
教育部参事兼
生涯学習課長 田島 盛明
教育部参事兼
中央公民館長 沼上 勝
スポーツ課長 中越 好康
教育部副部長兼学務課長 宮野 和幸
学校支援課長 穂山 孝幸
学校支援課教育支援
センター所長(課長級) 久保田明子

書 記 小野田直人
書 記 篠原 亮

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより、本日の会議を開きます。

一般会計決算認定の説明は昨日終わっておりますので、質疑から始めます。質疑はありませんか。

(菅野) 143ページの民生児童委員の活動支援事業が出されています。今コロナの時期ですけれども、一番住民から寄せられる民生委員さんへの事案というのはどういうことで対応しているかというのをお聞きしたいと思います。

(福祉課長) おはようございます。お答えいたします。

民生委員さんのほうからは、毎月活動報告というのを提出していただいているのですけれども、その中で集計を取っております。一番多いものになりますと、高齢者に関するやはり相談が多くなっておるところでございます。その案件に関しましては、案件の内容によりまして、地域包括支援センター等の関係機関につないでいるところでございます。

以上です。

(菅野) 高齢者はコロナになると、ひどくなるとすぐ亡くなるなんていう状況になっていきますけれども、コロナ関連でというのは今そういうことは民生委員さんのほうには情報では来ていないということでしょうか。

(福祉課長) コロナの関係でご相談というものに関してという、特にコロナの関係でということとは私たちのほうに報告は受けておりませんが、ただ民生委員さんのほうにも感染に気をつけていただきながら活動していただくことは市のほうからもお願いをしております。

以上です。

(菅野) 次は、145番の生活困窮者自立支援事業というのが3,300万ほど決算で上程されていますけれども、在留資格がないとか、あるいは短期のため、住民基本台帳にも載らないような、そういう公的支援の対象外にある外国人の方、これらの方たちにどのようなコンタクトができて、対応があるのか、これをお聞きしたいと思います。

(福祉課長) お答えいたします。

質問の中の在留資格のない方、あるいは短期のためにという方ですけれども、ご質問の方をまず短期の方というのは短期滞在者と解釈をさせていただいてお答えをさせていただきます。短期滞行者の方がどのような方なのかということをおまじと市民課のほうにも確認をいたしました、が、3か月未満の短期滞在ビザが下りる方ということになるそうで、いわゆるお仕事で来られましたり、観光、あとは親族の訪問などをされる方が該当になるとのことでした。このために、短期滞行者の方に関しては、生活困窮者の自立支援制度には該当いたしません。

以上です。

(菅野)でも、たまたま短期在留者がコロナに感染したなんてなった場合、保険証ももちろん何もありませんけれども、そういうときの対応というのは市で何らかできるのでしょうか、人道的に。

(福祉課長)今福祉課のほうの窓口にも自立支援の関係のご相談たくさんいただいているところですが、この自立支援の相談者の中でコロナにかかったのだというようなご相談の方というのは、資格のある方であれば困窮の理由になっている方は確かにいらっしゃるのですけれども、今の短期滞行者の方で支援事業に該当しない方でコロナのご相談というのをいただいた方は今まで該当はございません。

以上です。

(菅野)次、155ページの自立支援医療給付事業ですけれども、これは扶助費や更生医療給付費等、事業実績が載っていますけれども、18歳以上ということなのですね。この6,992万3,369円というの、かなりの額が出ているわけですけれども、この事業の内容をお聞きします。

(障がい福祉課長)それでは、事業の実績について説明させていただきます。

更生医療の給付人数は、平成30年度86人、令和元年度89人、令和2年度122人となっており、増加傾向にあります。更生医療を利用している方の中には、腎臓機能障害により人工透析を受けている方も多く、継続しての利用になることから、今後も増加傾向になると考えられます。育成医療の給付人数は、平成30年度51人、令和元年度29人、令和2年度29人と

なっています。育成医療は支給期間が限られるため、年度により件数も医療費も変動します。

以上です。

（菅野）年度により変わる部分というのは、その予算が決まっているということでしょうか。それから、症状によって、これは対象か対象ではないとか、厳しい制限があるということなのでしょうか。

（障がい福祉課長）これは、予算というよりは、その方の症状にもよります。そのときに症状があって申請を受けた分が該当になるということになります。

以上です。

（菅野）症状があった場合、申請を受けた場合認めるということですか。では、予防的処置で周りの者になったから、うつる、うつらないは別にして、自分も心配というときは認められないということなのでしょうか。

（障がい福祉課長）予防的なものは該当しません。例えばこういうものがあります。視覚障がいの方では、白内障、あるいは言語障がいの方には唇顎口蓋裂、生まれながらにしてお口の形がというのはあったりしますので、そういう方が将来にわたって症状を残さないようにということで治療するものであって、それを予防するものとはまたちょっと違います。

以上です。

（菅野）次、同じ155ページの障がい者基幹相談支援センター運営事業となって、1,161万、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1なのでしょうか。そういう説明がありましたけれども、これは具体的にどういう症状に支援するお金なのでしょうか。

（障がい福祉課長）それでは、障がい者基幹相談支援センターの運営事業の内容について説明します。

令和2年4月1日に開設した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、身体、知的、精神の3障がいに対応する総合的な相談支援事業を行う機関でございます。

令和2年度の業務内容と実績につきましては、総合的専門的な相談支援

の実施が219件、地域の相談支援体制の強化、取組が97件、地域移行、地域定着の促進の取組4件、権利擁護、虐待の防止36件、地域づくりに向けた取組232件、合計588件となっております。

以上です。

（菅野）1番目の219件って何ですか。よくはつきりしゃべって。

（障がい福祉課長）はつきりゆっくりしゃべります。最初のほうは、総合的専門的な相談支援の実施、219件。

以上です。

（菅野）総合的相談ということですよ、要するに。これは、具体的にはどういうことをいっているのでしょうか、総合的相談というのは。

（障がい福祉課長）総合的専門的相談とは、専門相談としてのコーディネートを行ったり、障がいの種別にかかわらず、相談のニーズに適切に対応するよう相談支援を実施する。ちょっと分かりづらいかもしいのですけれども、例えばこういうことがあります。もともとこの基幹相談支援センターとは、一般の市民からの相談を受けるものではなく、事業所や市、あるいはそういう通常専門相談を受けるところが困ったときに受ける事業所になっています。それなので、そういったときに、この基幹相談支援センターのほうでアドバイス、あるいはコーディネート、あるいはこうしたらいいのではないかとということで支援をしてくれるところとなっております。

以上です。

（菅野）これは、市でいうと、どこにそのセンターというのがあるのでしょうか。

（障がい福祉課長）基幹相談支援センターは北本市と共同で設置しており、2か所あります。1つ鴻巣市内にあるのは、夢の実というところにあるのですけれども、中は、ちょっと住所……夢の実の住所なのですけれども、鴻巣市本町1-1-3、エルミこうのすの中に入っています。エルミ2というところに入って、4階なのですけれども、そこに生活支援センター夢の実というのがあります。そこの1か所です。

もう一つ、あと北本事務所というのがある、そこは北本の駅のすぐ前

なのですけれども、ウチダアネクスビルというのの3階にあります。
以上です。

(菅野) 何人ぐらいこういう事業というのは、この事業が必要になっているという人は何人ぐらいいるものなのでしょう、人数は。いっぱいいるのか、少しなのか。

(障がい福祉課長) 実は何人の人を対象にしているというのではなくて、そのときに必要なことがあったときに相談を受けるというようになっているので、対象の人数は難しいのですが。障がい者の人数だったらお答えできますが。

(菅野) それでいいです。

(障がい福祉課長) それでは、鴻巣市内の障がい者の人数についてお答えします。

令和3年3月31日現在、身体障がい者の人数3,388人、知的障がい者865人、精神障がい者1,089人、合計5,342人となっております。

以上です。

(菅野) そうすると、5,300人いるということは、日常的に何かのやっているところへ行って、いわゆるデイサービスみたいな感じの何か生活支援を受けるとか、そういうことをやっているのではないのでしょうか。そういうことはやっていませんか。エルミならエルミの中でそういうことをやっているとか。そういう回復へのためとか、自分の自宅ではほかの人と接しれないわけですから、周辺ではもしかして。ですから、そういうことを事業としてやっていますか。やっているとしたら、その内容を。

(障がい福祉課長) 障がいのある方が、支援事業所に通っている方はいらっしゃると思います。でも、先ほど私が言った数字は、障害者手帳を取得した方の人数であって、全ての方が通所とか事業所を利用しているということではないです。

以上です。

(菅野) 次、157ページの在宅介護支援事業ですけれども、在宅介護高齢者の介護者の手当とか、あと徘徊高齢者の実態などがこの事業の中で分

かるでしょうか。

（福祉課長）お答えいたします。

在宅要介護高齢者介護者手当のほうからお答えいたします。こちらは、在宅の要援護高齢者を常に介護している方に対しまして手当を支給させていただくものです。手当を支給することによりまして、介護者の精神的、または経済的な負担を軽減をすることと、あとは在宅福祉の増進に寄与することを目的にした手当でございます。

こちら対象者としますと、市内にお住まいの65歳以上の在宅、または入院中で要介護4または要介護5の方を3か月以上介護している方という条件があるのですけれども、または市内において住民票が1年以上同一の生計であることという条件も対象者の中には含まれております。

それと、介護保険料を滞納していないこと、在宅重度障害者介護手当を受給していないこと、介護者が要介護2から5を取得をしていないこととして、対象者の要件として定めております。支給金額は、月額5,000円です。

あと、徘徊高齢者の探索サービスのほうを申し上げます。こちらの事業ですけれども、徘徊高齢者等の徘徊をしてしまった場合の早期の保護、または安全を確保するために徘徊高齢者の方に探索機を所持をしていただきまして、在宅で介護される方から、その探索の依頼に基づきまして、位置情報を確認をして、徘徊高齢者の方を探すというような制度になっている事業でございます。こちら65歳以上の高齢者の方で対象者になりまして、認知症等による徘徊行動のある方を在宅で介護している方が申請をしていただけるサービスになっております。

以上です。

（菅野）探索機をつけているなら簡単に分かると思うのですけれども、それにしても市役所で探していますと防災無線で出ますよね。日常的に、ではつけなくて出ていったから見つからないので探していますと広報するのでしょうか。探索機というのはどういう状況でつけているのでしょうか。

（福祉課長）こちらの探索機というものなのですけれども、このサービ

スが委託業務になっているのですが、携帯の小さいようなものを首からかけたりですとか、お荷物の中に入れていたりしていただいて、それを持っていただくということになる事業でございます。GPS等でその方がいらっしゃる場所を、その委託をしましたセンターのほうでキャッチをしまして、場所を把握をして救護に当たるというようなものになっております。そこで探せないからちょっと防災無線のほうにとということと、ちょっと連携はここはなっていないところなのですけれども。

以上です。

（菅野）次、157ページのシルバー人材センター助成事業ですけれども、シルバー人材センターというのは年取るとだんだん体が動かなくなるから、人数はいっぱいいるのでしょうか。公園整備だの何だの、大変市役所にお問い合わせするとシルバーの方が来てくださるわけですけれども、何か私どもも生出塚の広い公園でどうにもならないのでお問い合わせですが、来る人がだんだん減っていつているような気がするのです。忙しくて分けたのかどうか分かりませんが、シルバー人材センターの仕事内容の変化や人数の確保、それからこれもコロナで事業内容に何らかの影響があるのか、シルバー人材センターのいわゆる今行っている事業の今後の方向性も含めてお聞きしたいと思います。

（福祉課長）お答えいたします。

まず、人数が少なくなっているのではないかとということなのですけれども、現在のこちらで確認を取りました登録者数でお答えをさせていただきます。令和2年の3月末現在の登録者数が737名、男性が523名、女性が212名（P.10「214名」に発言訂正）、令和3年の3月末現在の登録者数が719名、男性が510名、女性が209名となっております。若干変動はあるかと思うのですが、担当者の方にお伺いしたところ、3月末で捉えている数字で、減少しているようにということなのですが、月で出入りがあったりですとかするようで、特に減少というふうには捉えていないということを担当者の方はおっしゃってございました。

あと、コロナ禍で事業内容の影響があるかということなのですけれども、こちらでもシルバー人材センターのほうの担当者の方に確認を取りま

したところ、公共施設等で休館の場合には、受託をしている清掃業務とか受付業務は休業になりますというご回答はあったのですが、特に個人が請け負っているような植木の剪定ですとか軽作業、そういったものに関しては、特にコロナの影響はございませんというお話でした。シルバーのほうとしましても、登録をしていただいている会員の皆様のほうには受託をするお仕事をすると同時にコロナの感染対策というのはきちんとしていただくように指導しておりますということで、行ったところでもうつってこない、あとは行った先にもうつきないというような対策は、指導は取っているところですよというお話がありました。以上です。

（菅野）次のページになりまして、2ページになりまして、159ページ、介護保険サービス利用者等助成事業で、介護保険サービスを利用している人の実態、それをお聞きします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護保険サービス利用者等助成事業についてですが、2つ事業をやっております、主に多いほうが65歳以上の非課税世帯に属する方である保険医療段階第1段階から第3段階の方で、訪問介護や通所介護等の居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等、総合事業の区分支給限度基準額の範囲内で利用した、当該サービスに係る利用者負担金の2分の1を助成することで経済的負担の軽減を図るものが主に事業をやっているものでございまして、これは非課税世帯の高齢者施設に入所している方につきましては、介護保険制度の中に補足給付という食費や居住費の負担を軽減する制度がございますので、それと公平性を図るため、本市独自の制度で、自宅などで在宅で過ごす方に助成を行っているものとなります。

もう一つが、住宅改修について必要と認められる理由が記載されている書面を作成するケアマネ等に対しまして、その事業に係る手数料を支払って、介護支援専門員を、すみません、これはケアマネジャーにですが、それを支援し、居宅要介護被保険者の福祉を増進するため、住宅改修支援手数料支給事業を行っております。

以上です。

(菅野) 早口でよく分からなかったのですけれども、すみません。要するに2種類ありますよということで、通所介護とケアマネがどうたらこうたらと書いてありましたけれども、もう少し分かるように、すみません、はっきりした口調でお願いします。よく聞き取れない。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 1つ目の制度が、65歳以上の非課税世帯に属する方である保険料段階が第1段階から第3段階の方で、訪問介護や通所介護等の居宅介護サービス費や介護予防サービス費、総合事業の区分支給限度基準額の範囲内で利用したサービスに係る利用者負担金、これは1割負担しておりますけれども、その2分の1を助成するものがまず1つ、もう一つは、住宅改修を行う場合、必要と認められる、その住宅改修が必要と認められる理由が記載されている理由書を作成していただくのですが、ケアマネ等が作成するわけなのですが、それに対してしまして手数料を支払って、ケアマネを支援して、居宅要介護被保険者の福祉を増進する、そういった理由で手数料の支給事業を行っております。

以上です。

(菅野) 2つ目の住宅の改修というのは、これは補助金が出るのですか、この分は、では。そうではなくて、手続きだけをするということなのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 住宅改修支援手数料という形で、1件2,000円と消費税、1件2,200円を支払っております。

以上です。

(菅野) これ駄目だ。ここはもうG I G Aスクールだね。あと1分。

(委員長) はい。

(あと30秒の声あり)

(菅野) では、G I G Aスクール言えない、これ。いや、困った。

(あと30秒の声あり)

(菅野) G I G Aスクール、ではこれ駄目だ。G I G Aスクール構想言えない。30分だったか。もうしょうがない、30秒では言えない。

(委員長) 後ほど個人的に聞きに行ってください。コロナなので、30分

ということですので。申し訳ありませんが。

（福祉課長）申し訳ございません。先ほど菅野委員の質問の中でシルバー人材センターの助成事業の人数を私のほうでお伝えをしたもの、申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

令和2年度の3月末の助成のところを214名と申し上げなくてはならないところ、私212名と発言してしまいました。そちらのほうを訂正お願いいたします。

それと、令和3年の3月末とお伝えをして、719名とご説明するところ、令和2年の3月末とお伝えしたようです。令和3年の3月末、719名ということで訂正お願いいたします。申し訳ございません。

以上です。

（委員長）訂正のほう、よろしく申し上げます。

（加藤）では、質問していきます。まず一番初めに、149ページの福祉タクシー自動車燃料補助金の関係ですけれども、これは令和2年からデマンドタクシーとの併用できるというふうなことでのいろんな内容に変わったかと思うのですけれども、利用状況がどうだったのかを聞かせてください。

（障がい福祉課長）それでは、福祉タクシーの利用状況についてお答えします。福祉タクシー券の利用者は、令和元年度522人、令和2年度471人であり、51人の減少となっていることから、コロナ感染症の影響により利用が控えられたと考えております。

以上です。

（加藤）先ほど言いましたけれども、デマンドタクシーとの併用になったのは令和2年からでしたよね。ですよ。その中で、コロナの関係があるので、50人減というふうなことです。利用券ということで、このコロナの関係で一応2,000円分ですか、70歳以上の方には郵送したりとかという、そういうこともあるのですけれども、その利用とかも合わせても、やはり51件減になっているという状況なのですか。

（障がい福祉課長）それでは、お答えします。

デマンド交通が利用できるようになったのは令和元年度になります。そ

れなので、またちょっと人数を言わせていただくのですけれども、平成30年のときが453人、令和元年度は、先ほどお話しした522人、令和2年度が471人です。そうすると、デマンド交通と共同で使えるようになった令和1年度は人数が増えているのです。ところが、令和2年度はコロナの関係があって減りましたと、そういったことになります。

以上です。

（加藤）結果論ですから、これ以上言ってもしょうがありませんので、これに関して終わります。

次に、155ページ、手話通訳の関係ですけれども、いろんなことで行事がキャンセルというか中止になっている部分がたくさんあったかと思うのですが、この支援事業ということでやってはいたものの、この決算的なことで実際にこれ予算と決算とではどのぐらいの差があるのですか。というのは、手話通訳にしても、要約筆記にしても、回数がかなり前年度よりは減っていると思うのですけれども、まずはではどのぐらいの差が、回数があったのかをまず聞かせてください。

（障がい福祉課長）手話通訳者派遣事業は、令和元年度844件、令和2年度570件であり、274件減少しています。これは、手話通訳という業務が人に近づいて行うことが多く、コロナウイルス感染症の影響を受け、手話通訳の利用を控えたものと思われる。

以上です。

（加藤）実際にでも570件という回数が実際あったのですね。それというのはどういったときの派遣内容なのですか。

（障がい福祉課長）588件（P.19「570件」に発言訂正）なのですけれども、ほとんどは医療のときに派遣で行っております。452件ありますので、ほとんどこれだと思えます。ほかに生活ということで、生活一般のときにも出ております。

以上です。

（加藤）では、次行きます。177ページの子育て世帯臨時特別給付金と、その後の179ページのひとり親家庭等の緊急支援とひとり親世帯臨時特別給付金、これ3つ一緒にちょっと聞きたいと思うのですが、まず子育て

て世帯臨時特別給付金は、何世帯であったのかを聞かせてください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）まず、子育て世帯臨時特別給付金支給についてご説明します。これは、国がコロナで影響を受けた子育て世帯へ、生活を支援する取組として給付金を児童1人当たり1万円を支給することを決定しました。それを受けまして、市が把握する児童手当の情報を使いまして、登録口座情報等を活用し、特例給付を除く児童手当の受給者へ給付金を支給したものです。実際本市としては、令和2年6月から支給を開始しまして、公務員を含む8,306世帯に対し、児童1万3,544名分についての支給を行ったものです。

以上です。

（加藤）では、今さっきこの子育てと3つ一緒と言いましたけれども、そうではなくて、次の179ページのひとり親の緊急と臨時特別給付金ですか、これの関連というか、これは全く別々に支給事業としてやっているという内容になるのかをお聞かせください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）ひとり親家庭等緊急支援給付金につきましても、市独自の給付金事業となります。これについては、昨年の第1波の緊急事態宣言が発令されたときに、全国一斉の学校休校等で仕事ができなくなったひとり親、また雇用条件が急変して、収入が著しく減った方に対しまして、市独自で令和2年4月分の児童扶養手当を受給している方に対して、手当の支給対象児童1名につき3万円を緊急的に給付したものです。一方、ひとり親世帯への臨時特別給付金につきましても、これが国の国庫補助10分の10を財源としまして、同じくひとり親の世帯に支給したのですが、これは児童扶養手当以外にも、年金受給により、児童扶養手当を受けていない方、または家計急変により児童手当の水準並みに所得が下がった方に対して、時期としまして8月に基本給付、追加給付を1回、その後12月に基本給付を受けた方に再支給という形でした。よって、それぞれ別々に支給したことになります。

（加藤）いろいろ条件があつて、受けた人が云々ということですがけれども、最初のほうのこの緊急の場合は市独自の事業としてやった。その

後の臨時のほうは国がというふうなことで、先ほど何かいろいろ、何を受けた人がどうかと言っていましたけれども、具体的には、これ対象になる方は国と市からの両方が受けられたという理解でよろしいのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) ひとり親家庭等緊急支援給付金は市です。ひとり親世帯臨時特別給付金につきましても、国を10分の10の財源としまして、市から支給しました。

以上です。

(加藤) 次へ行きます。181ページの病児・病後児保育事業ですけれども、これ1日何人受けられるということで、昨年からは2か所で受けられるようになって、送迎もしているというふうなことなのですが、この委託料というのは、1日に何人受けたとか、受けないとかと関係なく、もう1年間の計画として委託料というふうなことで出しているものなのでしょうか。それ最初に委託料として出したものがそのままこの決算にのっているという理解でよろしいのですか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 病児・病後児保育につきましては、職員の配置基準が決まっておりますので、預かる人数によって委託料の変更はございません。ただし、めぐみの木病児保育室がやっています送迎病児保育につきましては、かかった経費ということになりますので、送迎病児保育の部分については、利用者によって変更になります。

以上です。

(加藤) 1か所のほうは人数によって変化があるというふうなことなのですね、送迎の関係とかで。

あと、同じく161ページの中の保育ステーションの関係なのですけれども、これも先ほどと同じように人数、本会議の中では何か3人から4人という程度でしたよね、1日の預かり人数が。これも、委託料として出す中で、これも今日のあしたということではないですよ、病児のそっちの預かり状況と、この保育ステーションは今日の今日預けるというふうな話ではないですよ。なので、やはり委託料として、人数によってどうかというふうな変化はあるのか、ないのかお聞かせください。

(こども未来部副部長兼保育課長) 保育ステーション事業につきましても、車両に乗る職員配置が決まっておりますので、ほとんどが人件費になっておりますので、預かる人数によって変更はございません。今日の今日ということもございます。1日単位で利用されている方もいらっしゃいますので、迎えだけお願いしたいということもありますので、そういった対応を整えております。

以上です。

(加藤) 保育ステーションは、そんな急な預かりというふうなことも受入れ態勢でやっているということになるのですか。大体保育所の関係というのは、1年間預けますよね。本園のほうに1年を通して預けるわけですけれども、それに対してステーション保育のほうは事前に、例えばあしたというのか、1週間後というのか分かりませんが、そういう形で預けられるということもあるのですか。

(こども未来部副部長兼保育課長) 保育ステーションのほうは、月単位のご利用もございますし、1日単位のご利用も可能となっております。以上です。

(加藤) では、きちんと決まっているということではなくて、そういう中なので、委託料としては年間通して委託するというふうな内容になっているということの理解でよろしいのですね。

(こども未来部副部長兼保育課長) はい、そのとおりです。以上です。

(加藤) では、次行きます。331ページの放課後子ども教室の関係ですが、いろいろ密を避けるという意味でいろんなことができなかったかと思うのですが、実際この放課後子ども教室もコロナ禍の中でどのような程度で実施がされたのかどうかを伺います。

(こども応援課長) お答えします。

令和2年度につきましては、4月に緊急事態宣言が発出されましたので、1学期の放課後子ども教室は全て中止となりましたけれども、2学期以降、感染防止対策を徹底しながら実施しまして、15校の小学校で実施しまして、実施日数は延べで234日、平均で大体16日間ぐらい、登録児童数

は全校で669人、参加児童の延べ人数は7,305人ということで、活動のほうの実績となっております。

以上です。

（加藤）この子ども教室の中で、会計年度任用職員さんというのは、常時、いろんなボランティアさんとかいろんな何員さんとかと、いろいろ協力されている方いらっしゃるんですよね、スタッフの方が。でも、会計年度任用職員さんという方は、この子ども教室をやるときに中心になっている方がこういう職責というか、そういうことでやっているということになるのですか。

これって前からこういうふうな内容だったのでしょうか。コーディネーターとかなんとかというのはあったのは分かっているのですけれども、会計年度というのはあったのかなという、ちょっと気がしたものですからお聞きするのですけれども。

（こども応援課長）統括コーディネーターというのがございまして、東小学校のコーディネーターも兼ねているのですけれども、その方が中心になって、統括ということなので、子ども教室のコーディネーターの会議等において中心的な役割を果たしたりとか、またコーディネーターと人員の、辞める方がいらっしゃれば、その補充なども行っているということですのでしております。

以上です。

（加藤）そうはいっても、年間通してそんなに普通のところの会計年度の方のような仕事内容があるわけではないですよ。定期的に、もう本当に1週間に1回とか通勤するとか、そういうことでなくて、この休み中とか実施される、事前にはあるのでしょうか。そういう中での、時給的にこの97万何がしですか、これが決算されているわけですが、これは今15校で実施されているのでしょうか。その15校分の中の会計年度の職員さんの報酬というか、そういうことでよろしいのですか。

（こども応援課長）はい、そうです。15校の中の、1人ということなので、そちらの統括コーディネーターのほうの報酬となっております。

以上です。

(加藤)では、次行きます。347ページです。この小学校施設改修事業の中で、アスベスト含有調査委託料ということであるのですけれども、これは北小学校でしたか。アスベストを調査して、その調査した結果どうであったのか。それで、その工事をしたというのが、その下のところに工事委託料とかありますけれども、これが工事した費用になっているのか、ちょっとお聞きします。

(教育部参事兼教育総務課長) それでは、お答えさせていただきます。このアスベスト含有調査なのですからけれども、鴻巣北小学校のトイレ改修等工事に併せまして、工事の関係でアスベストの使用が可能性がある防火戸付近の天井、床、壁のアスベストの調査を実施しております。結果なのですからけれども、9検体の調査を行いまして、そのうち4検体からレベル3、アスベストのほうレベル1から3までありまして、1が一番危険、2、3とだんだん危険性が低くなっていくのですけれども、レベル3のアスベストが検出されました。

現在工事中なのですからけれども、飛散防止のための簡易養生をしまして、湿潤化、ぬらしまして、手作業によりまして、できるだけ原形のまま取り外しております。取り外し後の飛散状況の確認をしているのですけれども、その結果では問題はないという状況となっております。

以上です。

(加藤)今まだ工事をしているというふうな今話があったかと思うのですが、今学校がもう始まっているではないですか。その中で、実際に先ほど1から3というふうなことで実際アスベストがあったという事実ですよね。それは、今もう取り除いたということになるのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) もう今既に取り外しのほうは終わっておりますまして、主に夏休み中に工事を行っているのですけれども、一応工期のほう11月30日までなのですが、授業にあまり支障のないところの部分の工事を今仕上げということで行っているところでございます。

以上です。

(加藤)次、373ページに行きます。映画館の管理運営事業の中ですけれども、この施設の修理というふうなことが修繕料ということであるわけ

ですけれども、これ本会議の中か、説明の中でですか、何か言われたかと思うのですが、どこの部分を修理したのか、修繕したのかをまずはお聞かせください。

（教育部参事兼生涯学習課長）映画館のほうの修繕につきましては幾つかやっております、金額の大きいものをちょっと説明させていただきます。

まず1つ目がパワーアンプの更新修繕ということで、スピーカーから流すためのアンプの交換のほうをさせていただきました。こちらのほうにつきましては2003年6月に製造販売されたもので、もうメーカーの修理対応ができない、そのような状況で交換をしております。数といたしましては、シネマ全体で56台アンプを使っているのですけれども、そのうちの29台の交換となりました。

続いてもう一点が、電気錠の更新ということで、このすシネマの出入口、幾つかあるのですけれども、従業員通用口とか事務室の出入口、映写スペースの出入口など、そちらのほうに電子錠ということで、ボタンを押して解除するような鍵がついているのですけれども、そちらのほうが悪れてしまったということで、そちらのほうを交換させていただいております。

以上です。

（加藤）アンプなどの交換ということですが、56台のうち29台を修理したということですが、そのほかまだしていない部分はあるわけですが、あそこの映画館できたのは同時にスタートしているのだと思うのですが、その辺というのはまたすぐに修理をしなければならないという状況ではないのですか。

（教育部参事兼生涯学習課長）今回交換したものについては、先ほど申し上げたとおりメーカーの修理がもう対応不可能ということで、交換せざるを得なかったというものになりますので、現在残っているものにつきましてはまだ修繕可能ということで、部品を直しながらとか交換しながら使用していく予定でございます。

以上です。

(加藤)では次、399ページ行きます。教育委員職場環境改善事業ということで、これ新規事業だったというふうなことなのですけれども、ここの健康チェック委託料ということですのでけれども、心の健康というのは分かるようで分からないというふうなことがあるかと思うのですけれども、ストレスチェックとか何かしたというふうなことでの話もありましたが、具体的に、漠然とみんなで相談してではなくて、教員の方たちにどういうことでのチェックをまずしたのかお聞かせください。

(教育部副部長兼学務課長)こちらのほうは、心理的な負担の程度を把握するための検査、そしてその結果に基づく医師による面接指導等を実施することによって、労働者自身によるストレスへのセルフケア並びに職場環境の改善につなげるという趣旨での新規事業となりました。

こちらの内容につきましては、10月26日から11月8日を実施期間として、各それぞれの個人でストレスチェックを行い、その結果をフィードバックされて、ご自身の把握に努めたところです。また、学校現場においても、その傾向についてフィードバックされて、職場の改善につなげている、そのような事業となっております。

(加藤)たしか本会議でだったと思うのですが、実際にいろいろ心の健康の不具合で退職された教員さんはいらっしゃらない、しかし休職をされている方がいらっしゃるというふうなお話があったと思うのですが、休職されている方というのはどのぐらいの期間、一番長い方でどのぐらいとか、その内容が分かりましたら。

(教育部副部長兼学務課長)令和2年度につきましては、前回の答弁のとおり、2名の休職者がおりました。こちらのほうは精神疾患ということで、人間関係ですとか様々な状況でお休みになっているという現状を把握しております。

(期間、どのぐらいの期間の声あり)

(教育部副部長兼学務課長)期間につきましては、この後調べて、改めて提示させていただきます。

(加藤)本当に心の健康というのは見て見えるわけでないし、本当にご本人が一番大変な思いされているかと思うのですが、この健康チェック

をした中で、この方はって、その休職されている方でなくて、この方についてはちょっと要注意というか、心がけておかなければ、気に留めておかなければという方も実際いらっしゃったのですか。これからやるのですか。先ほど10月からと言っていましたか。そういうことをなるべく早くに発見していただいて、やはりやるのがいいのかなと思うのですが、なかなかご自分でチェック票を書くということだと、どこまでそれが本当の内容で書けるかということもあるかと思うのですが、その辺はそれを本当にその書面だけを見て、どうというふうに思っておられるのかをお聞かせください。

（教育部副部長兼学務課長）こちらのほう、個人的に自分の思いとか状況とかというものを、現場には分からない形で個人情報を保ちながら実施しています。また、学校現場では、様々な管理職との面談を通して日頃の悩みや不安等については随時把握しながら、その解決に努めている現状がございますので、このアンケートも利用しながら、今後とも広きにわたり職場改善に努めてまいります。

（加藤）では、ちょっと説明外のところに行きます。149ページの難聴児の補聴器の関係なのですけれども、これ1器というのか、1つの、それがどのぐらいの価格なのか、それ何人に対応したのかをお聞かせください。

（障がい福祉課長）それでは、難聴児補聴器購入助成事業の1器当たりの価格についてお答えします。

補聴器1台当たりは軽度・中等度難聴用ポケット型4万3,200円、軽度・中等度難聴用耳かけ型5万2,900円などの基準があります。令和2年度の交付決定者は1名でしたが、教育、生活等をする上で真に必要と認められたため、両耳の交付となりました。

それと、先ほどの加藤委員の質問の中で、手話活動支援事業の中で訂正を1件お願いしたいのですが、先ほどの質問の中で手話活動支援事業の中の回答で、令和2年度に570件あった派遣の内容ということについてのご質問に対する答弁で、588件あったと答弁してしまいましたが、この588は派遣の人数であって、件数は570件となります。

以上です。

(加藤) まとめてちょっと1件だけ質問します。

367と397の須田剋太展とパンジーマラソンなのですけれども、これ両方とも開催されなかったと思うのですが、決算額があるわけですので、どういったところに使われたのかお聞かせください。

(教育部参事兼生涯学習課長) まず、須田剋太展につきましては、開催のほうをしなかったのですけれども、毎年遠方からとか来ていただける方に案内状を差し上げているということで、今年はやりませんという開催中止のお知らせをさせていただいたということです。

以上です。

(パンジーマラソンのほうも同じですかの声あり)

(スポーツ課長) お答えいたします。

パンジーマラソンにつきましても中止という形になっておりますが、大会の申込者への還元策として、クオカードの郵送料や大会中止周知のため、専用サーバーの更新委託料及び借上料、その他事務処理上に関わる封筒や事務用品の調達費用が支出として計上され、同額を市の補助金として捻出しているものです。

以上です。

(委員長) ちょうど時間となりました。1時間たちましたので、これから15分の休憩をしたいと思います。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) では、これより文教福祉常任委員会を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定について質問をさせていただきます。私もこの文教福祉常任委員会は久しぶりなので、ちょっと質問が戸惑うところもあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

通告してありますが、まず歳入のほうについて21ページ、これの民生費

負担の児童福祉負担410万円、そしてまた23ページの民生使用料、児童福祉使用料158万円、また31ページの衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金7,122万円、教育のほうに入ってしまうのですが、33ページの教育費の国庫補助金の小学校補助金3,322万7,000円、ほかにもあるのですけれども、これの収入未済額というのがいわゆる数字が出ているのですよね。この収入未済額の計上があるのですが、これはどういうふうな形で計上するのか、そこだけちょっと確認をさせていただきたいのですが。

(こども応援課長) それでは、21ページのほうの民生費負担金の児童福祉負担金のほうの収入未済額につきまして回答いたします。

収入未済額410万772円のうち、放課後児童クラブ保護者負担金が未納になっている分について、全部で254件で146万4,000円が収入未済額となっております。

以上です。

(こども未来部副部長兼保育課長) 同じく民生費負担金の児童福祉費負担金のうち、民間保育所に通う保護者の利用者負担額が263万6,772円で178件分となります。児童福祉使用料のうち保育所使用料で公立保育所を利用する児童の利用者負担額158万930円、112件分となります。

以上です。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 31ページの7,122万円の収入未済額につきましてご説明いたします。

こちらは、同じページの一番下の段にございます疾病予防対策事業費等補助金でございます。こちら交付決定額が500万円でございますが、令和2年度分の実績として24万円が交付されております。こちらにつきましては、令和3年度も引き続き事業を継続するという事で未済額として476万円。さらに、次のページ、33ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。こちら当初交付決定額が1億36万6,000円でございます。その中で令和2年分として、概算払いでこちらに記載がございます3,390万6,000円の歳入がございました。残りの分につきましては、令和3年度に事業を継続するという事で歳入は予定しております。ですので、両事業の差額分の合計といたしまして

7,122万円が収入未済ということで掲載をさせていただいております。
以上です。

（教育部参事兼教育総務課長） それでは、33ページ、教育費国庫補助金の小学校費補助金3,322万7,000円の部分についてお答えをいたします。こちらの補助金、こちらの金額なのですが、鴻巣東小学校と鴻巣北小学校のトイレの改修工事なのですが、こちらが令和3年3月の補正予算で工事のほうの工事費のほうをお認めいただきまして、議決いただきました関係で工事が翌年度に繰越しとなっております。その工事に対する補助金ですので、この国庫補助金のほうも収入のほうも繰越しというか、今年度予定されておりますので、収入のほうも未済となっている状況でございます。

以上です。

（金澤） 収入未済額については、個々に理由があるということで分かりましたので、結構でございます。

では次、歳出のほうに移らせていただきます。歳出のほうの9ページと11ページかな、ここに民生費の不用額というのがあるのです。不用額が9億7,557万9,000円、一方10款の教育費のほうは3億5,108万1,000円が計上されているのですが、この不用額となった理由なんていうのは、ちょっと大まかで結構なのですが、回答できますか。

（こども未来部副部長兼保育課長） まず、民生費につきまして、不用額が大きい主な事業について順番にご説明したいと思います。

まず、保育課の部分なのですが、特定教育・保育所等支援事業、179ページです。179ページの特定教育・保育所等支援事業ですが、こちらにつきましては民間保育所及び地域型保育施設の利用人数が見込みよりも少なかったための執行残となります。

続いて、183ページ、保育所費庶務事業になりますけれども、こちらにつきましては会計年度任用職員さんの採用が見込みよりも少なかったための執行残となっております。

以上です。

（こども応援課長） 続きまして、こども応援課分の主なものといたしま

しては、決算書165ページの下の方、放課後児童クラブ管理運営事業に係るものとなっております。不用額となった理由につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、勤務人数の減少に伴う人件費の減及び感染症対策用品の実支出額が少なかったことによるものです。

以上です。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 続きまして、子育て支援課分についてご説明します。

決算書の175ページ、児童手当支給事業です。これにつきましては、コロナとの因果関係ははっきりしませんが、妊娠される方が減ったことにより出生数の減少と対象児童が見込みより少なかったこと、また児童手当の所得制限以上の方、いわゆる特例給付が増加し、結果として支給額が見込みより少なくなり、不用額が生じたものです。

以上です。

(福祉課長) 次に、福祉課の事業で申し上げます。

決算書223ページの生活保護扶助事業でございます。こちらは、コロナ禍によりまして、受診控え等により医療扶助費の減があります。前年度と比較をしますと81.2%となっていて、少なくなっているための不用になったものでございます。

以上です。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 健康づくり課からご説明いたします。

229ページをお開きください。そちらの予防接種事業になります。まず、12番、委託料が主なものになります。定期予防接種委託料につきましては当初の見込みより乳幼児の方の予防接種者数、出生数の減少も影響していると思っておりますが、そちらで見込数を下回ったということと、あと風疹の抗体検査のお受けになる対象者の人数を当初対象者の30%と見込んでおりましたが、実績がその半数であったこと。また、64歳以下の方を対象としたインフルエンザの予防接種助成金でございますが、こちら対象となる方の50%の方はお受けになるかなというふうに見込んでおり

ましたが、その実績が見込みの60%と大きく下回ったことによる不用額ということになっております。

以上です。

(金澤) 今不用額の内容については分かりましたので、それで結構でございます。

次に、歳出の145ページをお願いしたいと思います。145ページの生活困窮者自立支援事業3,309万5,000円という状況の中ですが、質問は生活困窮者自立支援委託料2,796万1,000円、これ各事業の委託先があるのです、この3つの委託先。これは、どこにどのように委託しているのか、それをちょっと教えていただきたいのですが。

(福祉課長) お答えいたします。

委託先でございますが、自立相談支援事業につきましては社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会に委託をしております。家計改善事業に関しても同じように社会福祉協議会のほうに委託をしております。子どもの学習・生活支援事業でございますが、こちらは一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークに委託をしております。

以上です。

(金澤) 次に、質問だと福祉タクシーと自動車燃料事業費、149ページの質問が、書いたのですが、前任者のほうで説明が行きましたので、分かりましたので、それは結構です。

それで、1つ大きな大枠の質問なのですが、社会福祉費、146ページから163ページ、これ民生費の中の社会福祉費になっているのです。いろいろ見たら、かなりの事業が多いわけです。例えば福祉課だとちゃんと数えただけでも21事業、障がい福祉課でも37事業あるわけです。いろんな事業がありますよと。これだけのたくさんの事業があるわけなのだけれども、市民の方が窓口に行って、これこれこういうものについて相談したいといったときに、窓口対応というのは対応できるのかなと、これだけの事業が幾つもあって、担当者もその事業について全部熟知しているかどうか分からないのですけれども、その辺の対応というのは可能なのですか。

(こども未来部長) それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

市役所のほうの新館のほうに1階の部分にそれぞれ福祉課、障がい福祉課、それから子ども関係のこども未来部、それぞれそろっておりますので、その中で例えば福祉課にご来場のお客さんが来たときに相談された。そこで障がいの関係ですとか、あるいはご家族の子どもの関係ですとか、そういった相談もあろうかと思いますので、そういった場合についてはカウンター越しに職員が入れ替わるとか、そういったことで対応はしております。また、職員同士で、ではこの関係はどこの課になるのかというのをちょっと仮に分からない部分があったとすれば相談をして、そこで他の課のほうにつなぐというような形を取っております。

以上です。

(金澤) そうすると、これだけのいろんな事業がありますよね。市民の人が来たときの相談がこの事業に対応しているのかなとかいうジャッジというのは、職員さんの中の話合いで大体分かることなのですか。

(こども未来部長) おおむね職員のほうは把握しているというふうに考えております。ただ、確かに例えば1年目、人事異動等で1年目でちょっと詳しくはという場合には2年目、3年目の職員に相談するですとか、そういったことで対応はさせていただいております。

以上です。

(金澤) では次に、233ページお願いします。自殺対策事業239万7,000円についてでございますが、鴻巣市の場合は以前に国の地域自殺対策強化事業のモデル市町村に選定されているわけでございますが、施策としてはいのちと暮らしの総合相談などを実施して、誰もが自殺に追い込まれないような地域を目指していこうというような形で事業が進められていたわけでございます。自殺の背景にはいろんな項目あると思うのですが、コロナ禍において長時間の労働による過労、それとか生活困窮、また育児や介護疲れ、孤立等の複雑ないろんな要因が絡んでいると思うのです。今般のコロナ禍において、若年層の自殺の高まり、高止まりはしているというような報道もあるのですが、若年層への重点を置いた対策はどの

ように行ったのかお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）本市では、いのち支える自殺対策計画を基本施策といたしまして、教育委員会のご協力をいただきまして、市内の小中学校6校の児童生徒を対象に命の授業を実施いたしました。内容といたしましては、命の大切さや困難に直面したときに身近な人に相談することの重要性を学ぶこととなっております。また、全国的に女性の自殺者数も急増したということを受けまして、若い方が相談しやすいSNS相談窓口、こういったものの周知啓発を行うとともに、ひとり親の家庭に対しまして個別通知で相談窓口の周知をいたしました。以上でございます。

（金澤）次に、225ページ、障がい者歯科診療運営業務委託事業2,000万円かな、がございます。これは、重度の障がい者や高齢者への歯科健診と理解しておりますけれども、今までの治療の利用実績というのはどの程度あったのかお伺いしたいのですが。

（障がい福祉課長）お答えします。

障がい者等の歯科診療の実績は、平成26年10月より開始され、これまで令和2年度までに2,136件の診察を行っております。

以上です。

（金澤）今の答弁で平成26年度からの業務委託ということで、5年間ですよね。そうすると、この令和2年度で完了するわけです。業務委託が終了するわけで、これは多分駅前東口のアネックスの3階の診療だと思っているのですが、そこ今撤退してしまっていますよね。今後のこの障がい者歯科診療の運営はどのようにやるのか、ちょっとそこだけ確認したい。

（障がい福祉課長）お答えします。

障がい者歯科診療所では、令和2年8月より神明2丁目の萩原歯科医院に移っております。診察時間は月曜日9時から12時、火曜日、水曜日午後1時から5時までとなっております。これまでと変わりはありません。今後も障がい者等の一般歯科診療所において歯科診療が困難な場合に、専門かつ適切な治療が受けられるよう継続していきます。

以上です。

（金澤）分かりました。

次移ります。今度は放課後児童クラブ管理運営事業と放課後子ども教育推進事業の件でございます。ページ数でいくと165ページと331ページです。放課後児童クラブ、これは児童福祉法に定められた事業と。放課後児童クラブと放課後子ども教室、これも当然両親の共働きやひとり親家庭等による必要な施設であるという事業だというのは重々承知しているのですが、どちらも放課後の子どもの安全、安心の居場所づくりだという目的というのは同じかなというふうに思うのですが、内容からして将来的にこの2つの事業を統合事業にする可能性というものはある、できるかどうか、その辺をちょっと確認したいのですが。

（こども応援課長）お答えします。

放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省所管の事業で、留守家庭の児童を対象に、委員さん申しあげました児童福祉法に基づき、教員免許や保育士などの資格を持った放課後児童支援員等が児童の健全育成支援を目的に運営しております。また、放課後子ども教室につきましては、文部科学省所管の事業でございます。全ての小学生を対象にコーディネーターや教育活動推進員等が学習や様々な体験活動を提供する事業となっております。放課後児童クラブと放課後子ども教室につきましては、同じ放課後の施策ではございますが、支援員等の従事者の基準が異なるとともに、その運営主体も異なることから、両事業を統合することは現状では難しいと考えております。

以上です。

（金澤）次に移ります。時間もないので。359ページ、中学校給食運営事業ですか、3億4,662万円の件なのですが、この中で359ページの下段のほうに委託料というのがあるのです。委託料というのがずっと幾つも書いてあるのです。これが1億2,564万5,000円という数字になっているのですが、運営形態の中で保守点検、清掃、検査等、各種委託が出ておるのですが、この委託先企業との運営に対するヒアリングというのかな、これはどういうふうに行っているのか。また、委託先の評価というの

どういうふうにチェックしているのかお聞きしたいと思います。

（教育総務課中学校給食センター所長（課長級））金澤委員の質問にお答えいたします。

まず、先にヒアリング等を行っているかということでございますけれども、ヒアリング等は特に行ってはおりませんが、業務について事前に調整して終了時には報告の提出をいただきながら聞き取りを行っている状況でございます。

また、給食業務委託料につきましては、これはセンター内に入っております給食調理等を行っているのですけれども、こちらの委託先等につきましては朝報告、または問題等あればその都度報告をいただいておりますので、その都度、ヒアリングというわけではございませんけれども、調整は必ず行っております。

また、評価につきましては、こちらについては特に行っておりません。以上です。

（金澤）今般、中学校給食は新しい給食センターになったわけです。それで、従来の給食センターと運営の違いとか、今度の新しい給食センターの特徴とか、その辺が何かありましたらお示し願いたいのですが。

（教育総務課中学校給食センター所長（課長級））運営内容について、旧センター、新センターとは特に違いはありませんけれども、ハード面でございます。新センターにつきましては作業区域の明確な区分、床は常に乾いた状態に保てるよう、清潔に保てるようなフルドライシステムの採用、適正な空調管理、また学校給食衛生基準に対応した施設となって、今までとはその辺が変わっております。また、新センターにつきましては、新たに食物アレルギー食の対応調理室を備えたというところが大きな変化となっております。

以上です。

（金澤）次に、今回の9月議会の議会資料で入札結果表が出ております。その中に中学校給食センター解体工事の一般競争入札の入札結果が出ておるのですが、それについてお伺いしようと思ったのだけれども、担当セクションが違うということなので、それは取りやめます。

この給食センターの解体後の跡地利用、これはどういうふうにお考えになっているのか。周りに愛里巢の施設とか、荒川のところでは花のイベント等も行われている。また、あの地域だと災害発生時の避難所等もいいのかなど思うのですが、跡地利用をどのようにお考えになっているのかお伺いします。

（教育総務課中学校給食センター所長（課長級））跡地利用についてでございますけれども、現在センターのほう、旧センター解体工事を行っておりまして、その後につきましては中学校給食センターの勤務者及び愛里巢利用者の駐車場として整備する予定になっております。また、今現在も利用しておりますけれども、花まつり等の来訪者の駐車場、またはシャトルバス発着場、また観光バス停車場としての利用を引き続き考えております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

ちょっとページ数がずれてしまいましたが、357ページの部活動推進事業169万7,000円、これについてお伺いをします。この事業費は、ちょっと調べると平成30年度は270万ぐらいあったのですが、今回は170万円と減額になってしまっている状況なのですが、中学校の部活動は生徒自ら進んで活動して自主性を尊重するものと私は理解しているのですが、この部活動推進交付金120万、この支給は各中学校でどのように支給をしているのかお伺いしたいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

部活動推進交付金120万につきましては、各校15万円ずつ支給しております。学校のほうで部活動に必要な道具等、ボールやライン引きであったり、様々な部活に必要な用具の購入や、また横断幕などの作成、購入などに充てております。

以上です。

（金澤）次なのですが、コロナ禍で教職員の働き方改革の推進とか部活動の平日や休日等の活動の制限というのが今あるわけです。文科省としては、学校の部活動に専門の外部指導員等の指導をお願いするようにと

というようなお話もあるようでございますが、部活動で体育系の部活動に専門に指導等がいらっしゃるようですが、現状はどのようになっているのかお伺いしたいのですが。

（学校支援課長）お答えいたします。

部活動の外部指導者につきましては、地域人材活用事業のほうで扱っておりますが、各中学校運動部、五、六名外部指導者のほうを配置しております。

以上です。

（金澤）そこで質問なのですが、細かいことで申し訳ないのですが、謝礼等はどういうふうにしているのかなというところなのです。先ほど前任者が331ページでこども応援課のほうの放課後子ども教室の謝礼等の話が、謝礼とかありました。そういうものと比較した場合に、この体育系の部活動に指導者、専門的に指導していただいている方がいらっしゃるわけですが、時間給的に考えて大体同じような内容に考えているのか、そこを聞きたいのですが。

（学校支援課長）お答えいたします。

こちらのほうの部活動の外部指導者のほうなのですけれども、こちらについては時間ではなくて回数で報酬のほうを出しております。1回1,080円掛ける30回を上限としまして、年間1人当たり報酬として払っております。

以上でございます。

（金澤）片や小学校関係の外部の方の応援、これは中学校での部活動等への外部の応援ということなので、ある程度報酬とか待遇云々については平準化するべきと思うのですが、将来的にはどういうふうに考えているのかお伺いしたい。

（学校支援課長）委員おっしゃるとおりに理解いたしまして、関係課と連携をしてみたいと思っております。

以上でございます。

（金澤）専門指導員のご協力をいただいて、いわゆる中学校等には各部に教員さんが対応していると思うのですが、その学校の先生の職務負

担軽減というのは図られているのか。総体的にどういうふうに思いますか。

(学校支援課長) お答えいたします。

教職員の中には担当の部活動の競技、スポーツが専門でないという、また未経験というような場合もありますので、外部指導者が専門的な知識、経験を基に生徒に指導したり、また練習方法について助言をいただけことは大変な教員の負担軽減になっていると考えております。

以上です。

(金澤) それでは、最後の質問に入らせてもらいます。

369ページから371ページのところなのでございますが、指定文化財の管理事業、それと文化財調査事業、文化財保護啓発事業、これ一括でちょっと質問させてもらいたいのですが、指定文化財をはじめ文化財の調査、保護、整理等は今年度は何をする、来年度は何をするというふうな事業計画に沿ったものがあると思うのですが、令和2年度はどのような事業を行ったのか。また、3年度はどのような事業を計画しているのかお伺いをしたいと思います。

(教育部参事兼生涯学習課長) お答えいたします。

まず、令和2年度における指定文化財に関わる事業といたしまして、指定文化財保護管理事業では指定文化財所有者への維持管理謝礼、こちらをお支払いしております。そのほか市の天然記念物であります樹木の樹木医による診断、箕田古墳群などの史跡の除草や消毒、三ツ木神社の大ケヤキの土壌改良などを行っております。文化財調査事業におきましては、小谷地区の日枝神社本殿の建物調査を行いました。また、文化財保護啓発事業では鴻巣御殿模型のメンテナンス、また昨年度市民活動センターのほうに移設になりましたので、そちらの案内ポスターのケースの設置、また周りを囲っているベルトパーティションの購入、市指定文化財の説明板の設置などを行いました。また、令和3年度におきましては、文化財保護管理事業では同じく管理謝礼や樹木医の診断、除草や消毒、そちらのほうを行っておりますが、新たに屈巢地区にあります清法寺のマキの診断を調査を予定しております。また、文化財調査事業では平成

27年度から29年度に試掘調査で出土いたしました遺物の実測の委託と報告書の発行、こちらのほうを予定しております。また、屈巢地区の円通寺観音堂の図示を、建物調査を行っております。文化財保護啓発事業では、引き続き鴻巣御殿模型のメンテナンス等を行ってまいります。以上です。

（金澤）時間ですか。

（委員長）はい、終わりました。

（金澤）では、以上で。すみません、ちょっとほかにも通告していたのですが、時間でありまして、また前任者等で内容分かりましたから、以上です。ありがとうございました。

（野本）それでは、令和2年度一般会計決算の質問をいたします。まず、順番、順不同になりますが、最初に345ページの教育部のほうから入っていきたいと思いますが、小学校教育用パソコン設置事業、それから355ページ、中学校教育用パソコン設置事業は、どちらも昨年度G I G Aスクール構想、コロナ禍対応ということで一気に加速し、進んだ事業ということで、その内容について伺っていきたいと思いますが、まず小学校、中学校、パソコンの購入費、小学校が2億5,159万5,850円、中学校のほうで購入費といたしまして1億3,213万5,850円とありますが、これが児童生徒のパソコンの購入費用ということでよろしいのでしょうか。それで、実際には何台になったのかということをそれぞれ伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）それでは、お答えをいたします。

こちらの備品購入の関係なのですけれども、児童生徒用パソコンのほかには遠隔学習用のカメラのほうも各校1台ずつ購入しております。遠隔学習用のカメラにつきましては、27校ですので、27個購入しております。パソコンのほうなのですけれども、小学校のほうは5,578台、中学校のほうは2,931台、合計で8,509台購入しております、1台当たりが4万4,990円という形になっております。

以上です。

（野本）令和2年度に購入し、3年度の4月1日から正式に稼働と。そ

の前にパイロット校が使用を始めているという、それも今年、令和3年に入ってからということだと思いますが、ちょっと決算のその後ということで、パソコンは機械ですので、壊れることはあろうかと思うのですが、けれども、これまでにパソコンが初期不良だとか不具合だとか、あるいは壊れてしまったとか、そういうことは実際にあったかどうか伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）実際に初期不良ですとか、あと誤ってパソコンをぶついたりして壊してしまったというような事例はございました。ちょっと実際何件あったかというのが手元に資料がないので、申し訳ないのですが、今お答えできないのですが、そういった部分につきましては全児童生徒数と端末数を比較しますと67台今余剰分がありまして、そちらのほうで対応をしているような状況になっております。以上です。

（野本）壊れてしまったのは仕方がないにしても、初期不良については保証か何かで対応できているのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）初期不良につきましては、保証期間でございまして、対応していただいております。以上です。

（野本）パソコンの機器については、そのように67台の余分の機械で対応しているということですが、同時に今回の整備の重要なところは、令和2年度に各学校にWi-Fiであるとか通信の設備を整えたというのは非常に大きな事業であったと思いますが、Wi-Fiについては調子はどうですか、順調に使えたのかどうか伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）パイロット校で今年から運用していたのですが、その中では全国的に学習者用端末が急激に増加したということで、デジタル教材のドリルのシステムがちょっと不安定になってしまったというような事例がありましたが、そちらのほうはアプリケーションを運営している会社のほうが対応いたしまして改善をしております。そのほかにも児童生徒用の端末の初期立ち上げをしたときにウィンドウズのアップデートが一斉に動いてしまうという事例がありまして、

それで通信のほうが不安定になったというのもあるのですけれども、そちらのほうも会社というか、ネットワークのアクセスするところを何か所かに分散をしていただきまして、現在は解消しているというふうな状況になっております。

以上です。

（野本）今のお答えいただいた部分というのは、設備としての不具合ではなく、不具合ではないとは言いきれないけれども、どちらかというところと混み合ったとか、そういうような不具合だと思うのですが、ハード的な不具合といいますか、そういうものは確認はされなかったということによろしいのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）ハード的な不具合も、ちょっと記憶の中での話になってしまうので確かではないのですけれども、何件かありました。その場合に、このWi-Fiのシステムなのですけれども、委託している会社がございまして、そちらのほうの会社のモニターでもチェックしていただいているというような状況ですので、すぐに対応していただいているということがございます。

以上です。

（野本）分かりました。

先ほど今年度は67台の剰余分があるということを伺いました。以前もちょっと伺ったことがあったかと思いますが、来年、令和3年度以降、児童数は変わっていきますので、児童が増えるという傾向はないと思いますので、そういう意味では不足してしまうということはないのだろうと思うのですけれども、今後の剰余パソコンの推移というのはどのように見込みを持っていらっしゃるのか伺います。

（教育部参事兼教育総務課長）あくまでも見込みになってしまうのですけれども、令和4年度のほうで206台、令和5年度が353台、令和6年度が454台というような形で毎年おおむね100台ぐらいずつ剰余が増えていくのではないかと考えております。

以上です。

（野本）毎年100台ずつ増えていくものに関しては、何かその扱いについ

て方針は当初からあるのですか。

（教育部参事兼教育総務課長）方針というのは特にはないのですが、当初から考えていたのは故障したときの対応ですとか、あと不具合があったとき修理に出してしまうと、子どもたち手元に端末なくなってしまいますので、そういったもので使ったりですとか、様々な教育活動で使っていったらよいなというふうには考えております。

以上です。

（野本）今回のパソコン、備品購入費ということで、買い取っているわけですが、パソコンというのはどうしても大体使用年数といえますか、耐用年数と言ったらいいのか、機械がどんどん時代に合わせて更新されていくので、何年くらい使うという見込みでこれはもともとなっていたのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）パソコンのほうも年々消費してまいります。大体5年から6年でそろそろ寿命になってしまうのかなと思っています。ところが、まずバッテリーのほうが悪化が、多分二、三年で劣化してしまうというふうには考えております。その部分につきましては、教育環境整備基金がございます。こちらふるさと納税のほうも主な財源になっているのですが、そういった基金を活用してバッテリーの入替えとか、そういった部分については対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

（野本）そうすると、大体五、六年後に買い換えていく。これは一斉に買い換えるのか、あるいは段階的に買い換えるのかという当初の計画はありますか。

（教育部参事兼教育総務課長）今のところ、計画というのは特にはないのですが、また国のほうも当然その辺の部分については考えていると思います。何かしらの補助金ですとか保護者にご負担いただくとかいうことはあるかと思うのですが、入替えとすれば同じ年に一遍になるのかなと、今のところの考えですが、そんなようには思っております。

以上です。

（野本）当然考えておかなければならないのかなと思いますが、これちょっと部長に伺ったほうがいいのかもしれないですが、当初導入は保護者の負担はないですよね。今後において、更新のときに保護者の負担というのはあり得るのでしょうか。

（教育部長）ICTの世界が非常に目まぐるしく変わっていきまして、財政負担の部分というのは非常に大きな課題になると思います。今後、先ほど課長が申し上げたとおり、将来的に例えば保護者に負担してもらったりとか、そういう部分も可能性としてはあるのではないかなというふうに思っております。ただ今の時点で保護者に負担してもらおうということは申し上げられないので、買換えの時期をちょっと見て考えていきたいと思っております。

（野本）では、次に移らせていただきます。次は349ページの小学校給食運営事業、それと359ページの中学校給食運営事業について伺います。給食センターも新しくなったわけで、ここで改めて給食1食分の平均食材及び1食分の経費というのが実際どのくらいなのかというのをちょっと出していただければと思います。

（教育総務課中学校給食センター所長（課長級））野本委員のご質問にお答えいたします。

令和2年度の給食1食分の食材費は小学校は263円、中学校は311円、経費は小学校399円、中学校359円になっております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、4月、5月が臨時休校になり、給食の提供が小学校は当初190回が172回、中学校当初188回が172回に変更になり、そのことにより令和2年度は若干給食1食分の経費が高くなっている状況でございます。

以上です。

（野本）そうしますと、今の答弁は要は小学校給食運営事業のトータル3億八千四百八十何万という部分と中学校給食運営事業の3億4,662万という金額から割り出していくということよろしいのですか。

（教育総務課中学校給食センター所長（課長級））経費の算出根拠につ

きましては、小学校給食運営事業、中学校給食運営事業のそれぞれの事業費の合計を児童生徒数で割り、1人当たりの年額経費を算出し、給食実施回数を基に1人当たりの1食の経費を出しております。なお、それぞれの運営事業費合計ですが、小学校はメーターが校舎分と同一のため、電気、水道代は除いております。中学校につきましては、需用費の賄い費が二重計上となるため、除いております。また、工事費等につきましても小中学校ともに今回別事業で行っておりますので、この辺はかかっておりません。以上のことから算出した給食1食の日額については662円、うち経費は399円、中学校につきましては1日の日額は670円ですが、経費につきましては359円ということになりまして、食材費につきましては保護者の負担になっておりますけれども、半分以上が経費で占めている状況になります。

以上です。

(野本) 先ほどの答弁で小学校の給食を運営する経費が1食当たり399円、中学校は359円ということは、やはり自校式よりもセンター方式のほうが効率はいいというふうに考えられるのでしょうか。

(教育総務課中学校給食センター所長(課長級)) それは十分に考えられると思いますけれども、小学校のほうの経費のほう若干高くなっているのは、これは委託を出している業者数にもよりますし、学校数も多いということで、その辺が経費については小学校のほうが高いというふうに考えられます。

以上です。

(野本) これは、今までもそうだったと思うのですが、学校給食というのは保護者にとっては食材費イコール学校給食費というふうに受け止められがちなのですが、実際には作る人とかいろんな設備だとか、そういうもので1食が662円、あるいは670円になっているということは伝わっていることなのでしょうか。

(教育総務課中学校給食センター所長(課長級)) その辺につきましては、やはり問合せ等も多くはないのですが、ございます。確かにその辺が伝わっていないところもございますので、今後何か周知する機

会があれば、これだけ1食あたりに費用がかかっているというのはご紹介してもいいのかなというふうに考えております。

以上です。

(野本) 各小学校も中学校もかなり安全に、あるいはアレルギーにも気を遣った食品といたしますか、ものなので、そののところも併せてPRされてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(教育総務課中学校給食センター所長(課長級)) その辺につきましても、食材につきましても米、パン、麺類等は埼玉県の学校給食会を通じて提供いただいておりますし、牛乳につきましても同じように供給をいただいておりますので、その辺も含めまして今後安全で安心でということをもっとPRをしながら、学校給食を紹介していきたいと考えております。

(野本) では次に、371ページの芸術文化振興推進補助事業について伺います。

この芸術文化振興推進補助事業の中を見ますと、371ページですが、文化振興事業費補助金ということで1,000万円計上されておりました、これは私が覚えている限り、以前は800万円だったのが、いつ、何年度だったかわからないのですが、たしか周年事業のあった頃だと思っておりますけれども、1,000万円に引き上げられたという記憶をしております。以前は自治文化課が所管していたものが令和元年からかな、教育部のほうに移管されたというふうに、組織変更の際に移管されてきたということだと思いますが、この1,000万円というのは施設管理公社の経営状況を説明する書類を以前頂いてありまして、これは6月議会だったのかなと思いますが、そちらのほうでも事業収益として文化振興事業収益で1,000万円が計上されてはいますが、それに該当しているということでよろしいのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 施設管理公社のほうの収支報告というのがうちのほうにはないので、確実なことは言えないのですが、金額的なこと、また目的のことを考えますと、施設管理公社のほうの収入として扱っていただいているということで間違いはないかと思

われます。

以上です。

(野本) 施設管理公社は指定管理なので、当然市のほうで把握をしているというふうに私は認識しているのですが、その辺はいかがなのかなというふうに思いますが、この1,000万円の補助金の使用基準とか使用状況について伺います。

(教育部参事兼生涯学習課長) こちらのほうの補助金につきましては、芸術文化振興推進のために鴻巣市文化センターの指定管理に対して行っておりまして、鴻巣市芸術文化振興推進事業費補助金交付要綱という中で趣旨と対象事業等を定めております。対象事業といたしましては、自主事業及び主催事業などを対象としております。

以上です。

(野本) その部分は、結果として自主事業のどれ、主催事業のどれに使用したという報告は上がっているのですか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 毎年こちらのほうの1,000万円分につきましては補助金として支出しておりますので、実績報告という形で事業一覧のほうを添付の上、報告を受けております。

(野本) 議員のほうに来ているのは、決算書みたいな形で来ておりまして、1,000万円は事業収益という形で入っていて、支出のほうで同じ項目が文化振興事業費というのがあるんで、3,376万5,000円というふうになっているので、こちらでは全く分からないのです。決算認定だとその内訳も知りたいところですが、後で資料でも頂ければと、時間がないので、思いますので、よろしく願いいたします。

それで、このタイトルといいますか、事業名というのは芸術文化振興推進という事業なのですが、補助金そのものは文化振興なのです。市の総合振興計画は、芸術文化というふうになっている。その辺のなぜ文化だけになっているのかというのは分からないのですが、これって以前からそうなのですけれども、あえてちょっと説明ができるようでしたら伺いたいのですけれども。

(教育部参事兼生涯学習課長) 申し訳ございません。その辺につきまし

ては調べて後でお答えということできさせていただければと思いますけれども。よろしく申し上げます。

（野本）言葉としては芸術って出てくるのですが、その事業が一体どういうふうに使われるのかというのはなかなか分かりにくい。映画館のほうにはそれが行っていなくて、事業運営費のほうには芸術文化の振興、運営委託料みたいな形で出ているわけです。ですから、そのこのところの文化芸術と言いながら、文化はたくさん出てくるけれども、芸術というのは一体どういうふうに使っているのかという、そういう大枠の部分というのは部長が把握されているのでしょうか。

（教育部長）文化センタークレアで芸術部分についてはどう使っているかということかと思うのですがけれども、広く芸術とかというのは例えば絵画展だとか作品展だとか、そういう部分で市民文化祭とかで共催でそういう部分について市民の発表の場は設けていますので、そういう部分も含めて芸術という取扱いになるのかなと思っております。そこに支出しているのかというと、そのこの部分は共催なりで使っていますので、金額のやり取りというのはちょっと分からないのですが、理念的にはそういう部分が芸術に当たるというふうに考えております。

（野本）先ほど前任者が質問されていた例えば須田剋太展とか、ああいう部分というのは確かにそういう分野なのだろうなというふうにも思うのです。ただ、そういうところを位置づけをしていくという意味では、国には文化芸術基本法があり、県も平成21年度に文化芸術振興基本条例というのが定められていて、そういうことを計画として持っているのです。市では、なかなか条例だとか計画とかというふうに言うだけじゃなかったのですが、そろそろ人口減少だとか、いろんな社会情勢が変わる中で県なんかもそれを計画として定めていて、今後やはり市にもそういう計画必要なのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）現在、鴻巣のほうではそのような条例等、計画等はございませんので、他市の状況、また県、国のほうの状況含めまして今後検討させていただければと思います。

（野本）要は県の条例は市には、市は県の条例とか国の法律に基づいて

動いているのではないかなというふうには思うのですが、そのところ整合性をつくっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）国、県に準じた形で関連性のある内容で検討していきたいと思います。

（野本）次に、345ページから387ページにピアノの調律というのがちょこちょこ出てくるのですが、それぞれ単価とか違うと思うのですが、その辺は学校及び公民館について、違いというのはどういうところから出てくるのか伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）まず、学校のほうなのですけれども、学校ではグランドピアノのほうの調律を行っております。公民館等ではグランドピアノ以外のものもあるのかなと思ひまして、その辺でまずは違いが出てくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

（野本）これは、委託業者というのは1つなのですか、それとも複数なのですか。

（教育部参事兼中央公民館長）公民館につきましては、アップライトピアノとグランドピアノがございまして、それぞれ業者3者から見積りを取って、手数料ということなのですけれども、一応その中で一番安い金額のところを利用しているということになります。ちなみに、令和2年度なのですけれども、アップライトピアノが株式会社エチュード、グランドピアノにつきましては河合楽器製作所というふうになっております。

（野本）アップライトがちょっと聞こえなかったのですが。

（教育部参事兼中央公民館長）アップライトピアノが株式会社エチュードとなります。

以上です。

（野本）笠原公民館がピアノ調律で出てこなかったのですけれども、これはどういうことだったのでしょうか。

（教育部参事兼中央公民館長）笠原公民館につきましては複合館でして、稲穂のセンターのほうで視聴覚室がございまして、そちらのほうで、予

算のほうも稲穂センターのほうで取っております。

以上です。

(野本) 分かりました。では、毎年必ず1回は全部のピアノの調律をしているというふうに認識してよろしいのでしょうか、学校も含めて。

(教育部参事兼教育総務課長) 学校のほうなのですけれども、学校は主に卒業式に合わせまして12月から調律をしておりますして、グランドピアノ、体育館とか音楽室にあらうかと思うのですが、そちらのほうを調律しているという状況でございます。

以上です。

(教育部参事兼中央公民館長) 公民館につきましても年に1回実施しておりますして、一番早いところでは6月から、大体年内中に行われるものが多くなっております。

以上です。

(委員長) 皆様にお諮りしたいのですが、おおむね1時間たちました。それで、15分の休憩なのですが、11時半まで10分休憩を取って、11時半から12時まで最後の委員さんがやって決算認定は終わるといような形は……

(何事か声あり)

(委員長) あと2人いますね。それでは、どうしますか。15分の休憩を取って、お昼休みに入れ込んで続きという形にするか、お一人様を午前中やってしまうか、どうしましょう。

(何事か声あり)

(委員長) 半からでいいですか。

では、10分間の休憩を取りたいと思います。開会は11時半から行います。よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)

◇
(開議 午前11時29分)

(委員長) では、ただいまより会議を再開いたします。

（潮田） それでは、歳入のほうというか、基金の運用審査意見書の22ページのところからになりますけれども、ここに図書館管理運営事業1億2,809万4,000円がありますけれども、これはコロナ対応の地方創生臨時交付金に関わるものかなというふうに思っているのですが、これが電子図書館の件ということでよいかどうか確認です。

（教育部参事兼生涯学習課長） こちらにつきましては、電子図書館と連携した新たな図書館情報システムを構築するための総予算の繰越しとなっておりますので、電子図書館だけではなく、今度の1月から稼働いたします新しいシステムの費用ということでご理解いただければと思います。

以上です。

（潮田） それは含んでいるということですので、今1月から稼働予定ということですのでございましたけれども、これのスケジュール、要はいつの時点で市民の皆様にご案内をして、いつからスタートできるのかを、またこれにつきましては子どもたちにもぜひとも知ってもらいたいかなというふうに考えております。小学生もそうです。小学校、中学校、高校生もぜひとも知ってもらいたいと思っているのですけれども、そういった周知はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長） まず、現在システムの構築を進めておりました、図書館職員等によって模擬データを使っての検証作業を行っております。それが確実に機能するということが分かった時点で、一応10月頃をめどに広報等に載せまして、1月から稼働するというお知らせをまずさせていただこうかと思っております。また、システムの全ての入替えになりますので、ちょっと年末の休館を若干多めに取らせていただきまして、12月の中旬から1月の年始明けまでを3館とも全て休館とさせていただきましてシステムの入替えを行った後、1月の4日、または公民館等については5日からになりますけれども、運用の開始を予定しております。

以上です。

（潮田） 分かりました。

それでは、続きまして基金の運用審査意見書48ページ、あと決算書では47ページになりますけれども、鴻巣市教育環境整備基金は令和2年度は取崩しをしていないのですけれども、この鴻巣市教育環境整備基金条例では鴻巣市立小中学校の施設、そのほか教育環境整備事業の財源に充てるためというのになっております。子ども教育ゆめ基金のような特定の事業の目的が明示がされておられませんで、この2年度では取崩しをしていなかったのですけれども、2年度には鴻巣市立小中学校の施設、そのほかの教育環境整備事業には必要となるべきものがなかったということになるのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) この基金なのですけれども、目的は教育環境の整備ということでございます。ただ、この財源なのですけれども、ふるさと納税のほう为主に充てられておりまして、そのふるさと納税の使い道ということで令和元年度までは児童生徒1人パソコンを整備するために使いたいというような目的が記載されておりました。ただ、こちらがGIGAスクール構想の加速ということで、令和2年度中に子どもたちのパソコンのほうを整備されたということがございます。そういったことから、この目的もパソコンを十分活用できる環境を整備するために扱いたいということでふるさと納税の目的のほうに明記してございます。そういったことから今後、パソコンが整備されておりますので、今年度新たに運用が開始されております。開始された中で学校等からどういったものが必要ですとか、そういった要望を聞きながら今後使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(潮田) その内容については、今の答弁からすると目に見えるものというか、ハード部分についてになるのかなと思うのですけれども、実際にはこれ今Wi-Fi環境の整備とかというものには使うことができる基金ということなのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) 今考えているところでは、例えば今現在児童生徒、教室のほうにWi-Fiのアクセスポイントが整備されているのですけれども、そういったところを例えば新型コロナウイルスの対策

として分散して授業を行いたいとかといったときに、その分散した部屋にアクセスポイントをつけたいというような要望があったりですとか、そういった教育環境で使いたいということであれば対応可能かなというふうに思っております。

以上です。

（潮田）それでは、歳出のほうで決算書151ページの地域活動支援センター補助事業、その次のページに至るまでたくさんの事業がありますがけれども、扶助費の不用額がこれ全部で6,499万940円、これの、コロナの影響かなとは思いますが、この内容、どうしてこのような不用額出たのか確認をしたいと思います。

（障がい福祉課長）それでは、お答えします。

153ページの扶助費の不用額6,499万940円は、その前の150ページの一番下から始まる3目障がい者総合支援事業費の扶助額の合計額20億1,719万9,000円の不用額に当たります。この不用額は、予算化したものの支出とならなかったものですが、扶助費の予算現額の約3.2%に当たります。3目障がい者総合支援事業費の中には、事業の特色から人と接触することが避けられず、コロナ感染症の影響を受けた訪問入浴サービスや障がい者移動支援事業などがあります。また、コロナ禍にありながら、毎年扶助費が増加する障がい者自立支援給付費や自立支援医療給付事業などがあり、これらの扶助費の不用額の合計が今回の金額になっております。そのようなことから、部分的にコロナの影響を受けていると言えます。

以上です。

（潮田）コロナがなかったら毎年少しずつ増えているものかなというふうに思うのですが、今回不用額が出てきたというのは、コロナの影響でサービスを受ける方が減ったということであって、コロナがなかったらこのサービス関係は毎年増えているものですよ。確認です。

（障がい福祉課長）このサービスの中で一番大きいのは障がい者自立支援給付事業なのですが、この事業がどうしても毎年上がってまいりますので、不用額のほうも増えていくものかと思っています。

以上です。

（潮田） それでは、前任者が何人か聞いていらっしゃいましたので、幾つか飛ばしまして、159ページの敬老寿商品券支給事業で、この商品券の利用率と、実際にこれは全部住民票で送っていると思いますので、返送されてきたものというのものもあるのではないかと思うのですが、伺いたいと思います。

（福祉課長） お答えいたします。

商品券の利用率ですけれども、最終で96.4%利用していただきました。発送者に対して返送されたものはということですので、発送者1万7,070名のうち死亡者が9名いらっしゃいました。辞退者が14名、あと失踪してしまった方が1名いらっしゃいました。それと、送付先を調査しましたが、不明という方が13名いまして、合計で37名が未到達になりました。

以上です。

（潮田） でも、思っていたよりも比較的きちんと行ったのかなというふうに思います。これは、でも住所地でありますから、施設に入所されている方というのはどのようになっているのでしょうか。

（福祉課長） 施設に入所されていらっしゃる方で、委員さんがおっしゃるとおり住所が施設に移っている方はもちろん当然そちらのほうに発送させていただきまし、あとは施設のほうで受け取っていただける場合には施設のほうにお送りしたケースもございました。

以上です。

（潮田） 皆さんが喜んでいただけていれば、それで一番いいかなというふうに思います。

続きまして、159ページの高齢者施設等新型コロナウイルス関連支援事業でございしますが、これ高齢者施設等となっておりまして、施設にいる高齢者のコロナ対策はなっておりますけれども、訪問介護事業者等への補助というののはどのようになっているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） お答えいたします。

介護保険事業所にアンケート調査を実施しましたところ、マスクや消毒

液、体温計の配布希望が多かったことを受けまして、マスクや消毒液は埼玉県から本市を通しまして配布されておりますので、次に希望が多かった体温計を配布することといたしました。これは、直接体に触れずに体温を測ることができる非接触型体温計を市内に所在する訪問介護事業所を含め、全介護事業所へ配布いたしました。

以上です。

（潮田）これは決算だから、このときはこれでいいと思うのですがけれども、今問題というか、介護事業者の方からいただく相談は、今1軒1軒尋ねるたびにエプロンをしなければいけなくて、それを毎回捨てなければいけない。そうすると、それが1枚当たり300円かかるというふうに聞いております。そういったような事業者からの声とかというのを今新たに聞いたりとかというのはしているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）お答えいたします。

今お話ですとエプロンなど、訪問のときに必要なものが欲しいという希望があるということですが、事業者担当のほうにはそのような声は届いておりませんで、ちょっと今把握しておりませんでしたので、今後またこのような補助をできるような機会がございましたら検討してまいります。

以上です。

（潮田）コロナの状況が本当に時々刻々と変わっていて、以前であればマスク、手袋でよかったものが、やはりエプロンしていかないとどこでどういうふうにつるかわからない、うつすかわからない、うつるかわからないということのようですので、ここら辺のまたアンケートとかというのも取っていただきたいかなというふうに考えております。

169ページ、こどもの医療費支給事業についてですけれども、これが5,000万円の減ですけれども、まずコロナの影響のみということではよろしいのか伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）委員ご指摘のとおり、コロナの影響により子どもたちが医療機関への受診を控えたことが大きな要因と考えております。また、子どもたちが新型コロナウイルスの感染予防と

して一年中マスクを着用し、インフルエンザ等の流行もなく、他の感染症にかかりにくかったことも要因の一つと考えております。

(潮田) 同じくこの169ページ、そのすぐ下のところにブックスタート事業のところもあるのですが、すみません、ちょっと欄がよく分からなかったのですが、ここにちょっと書いたのですが、このブックスタート事業のほうも昨年度の決算書と比べてみますと40万円の減になっているのです。これは、どういった理由によるものなのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) お答えします。

ブックスタートで配布する絵本の在庫などを確認しまして絵本の購入数を抑えたため、昨年度と比べて減額になりました。

もう一点が、実はこのブックスタートは4か月児健診のときに読み聞かせをしながらブックスタートを配布するのですが、コロナの影響で集団健診が延期となりまして、そのため読み聞かせを中止いたしました。そのため、アドバイザーさんへの謝礼が執行残となりました。

以上です。

(潮田) きっとコロナの影響で読み聞かせできなかったからだろうなどは思ったのですが、これってコロナの対応のためであって、この趣旨というのは本来読み聞かせで絵本の楽しさを知ってもらう、お母さんにも知ってもらうというのが大きな目的になっている事業ですが、コロナの影響のほうが無くなれば、今までのように読み聞かせは続けるということでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今回、昨年度につきましてはコロナの影響で実際読み聞かせができなかったのですが、団体のご協力で読み聞かせポイントを作成して、絵本とともにそのポイントを配布しています。コロナが落ち着きましたら再開をしたいと考えております。

以上です。

(潮田) それでは、177ページの母子家庭等対策総合支援事業について伺います。

まず、これの利用者数とこの利用内容、これ今年度から新たなものも出

ておりますので、拡充されているものもありますけれども、そういったものも含めまして利用内容を伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）お答えいたします。

母子家庭等対策総合支援事業につきましては、まず12節の委託料につきまして、ひとり親家庭等生活向上支援事業として、ひとり親家庭の中学生等を対象に学習支援教室を開催しています。登録者数としましてはひとり親家庭で84名、教室の参加延べ人数はちょうど1,000人となりました。

続きまして、19節扶助費につきましてですが、自立支援教育訓練給付金では昨年度は介護職員初任者研修を受講した1名に対して5万820円を支給いたしました。もう一つが高等職業訓練促進給付金で、これは資格取得のための養成機関修業中に生活費の負担軽減を図るため、課税状況に応じて給付金を支給するもので、昨年度の利用は7名でした。2年度は、1年間以上の養成機関の修業だったのですが、3年度に入りまして6か月以上の者というふうにコロナのために緩和されています。

以上です。

（潮田）今の高等職業のほうの7名というのは、こちらの支給は幾らになったのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）7名の支給額は、876万8,500円となりました。

以上です。

（潮田）このお金の中に、月10万の支給を得て勉強できるというものだと思いますけれども、これ財源的には国負担、市負担、どのようになっているのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）財源としましては、国の補助率4分の3の財源をいただいております。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、179ページ、ひとり親家庭等緊急支援給付金支給事業、これは市のほうでしたよね。それと同じくひとり親世帯臨時特別給付金、こ

っちは国のほうですけれども、これは全部合わせると3回になるのかな。国のほうが3回ですよ、昨年度に2回で今年度も1つありましたから。それぞれ市のほうでやったものと多少条件が違っているかと思うのですけれども、対象人数というのがどのようなようであったか伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）まず、市で独自にやりましたひとり親家庭等緊急支援給付金につきましては、支給は601世帯で、児童数は902人でした。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金のほうは、世帯としては1,720世帯、金額としましては1億838万円となりました。

以上です。

（潮田）市のほうのは601世帯、ひとり親世帯臨時特別給付金、1,700世帯ですか。人数が今ちょっと答弁漏れで、人数のほうなかったのですけれども。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）児童数につきましては、2,228名になります。

以上です。

（潮田）この市のものと国のものとの違い、条件としての違いは、後から申請した方がいたという、公的年金のほうの方が入り、また後から家計急変世帯が入ったというそこだけの違いだったのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）市の独自事業につきましては、最初の緊急事態宣言が出た後速やかにということで1回だけの支給だったのですが、国の補助金を、10分の10の補助を受けたひとり親世帯臨時特別給付金のほうは最初に8月に支給して、同じ対象者に12月にも支給しているので、その額を合計したものとなっております。

すみません。以上です。

（潮田）それでは、1,720というのは延べ世帯という意味、2回分という意味ですね。だから、実際には受けている世帯はこの約半分と断言しているということよろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）説明がすみませんでした。正確な世帯としては741世帯に対して支給しました。

すみませんでした。以上です。

（潮田）223ページの生活保護扶助事業のほうですけれども、生活保護世帯は前年比どのくらいか、また医療扶助の減額、これもかなり減額になっていますけれども、単純にコロナの影響だけということではよろしいのか伺います。

（福祉課長）お答えいたします。

生活保護の世帯数ですけれども、令和元年度末665世帯に対しまして令和2年度末660世帯、5世帯ほど減少しております。人数で申し上げますと令和元年度846人、令和2年度末ですと819人ということでこちらも減少しております。医療費の減額の理由ですけれども、コロナ禍による受診控えのほかに入院対象者が減ったということ、それと受診時の診療内容がとても簡易的になったということで、そのときに必要な検査ですとか投薬のみなどの理由が考えられます。

以上です。

（潮田）あともう時間が10分ということでございますので、339ページの教育相談室活用事業の教育支援センターでの相談数、相談内容の傾向、またいじめ等解決に至った事例とかがあれば伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（課長級））教育相談室活用事業についてお答えいたします。

相談数は、令和2年度相談件数は4,024件でした。相談内容の傾向としましては、一番多いのが不登校、次が就学、3番目には特別支援ということになっております。

いじめ等解決に至る状況ということなのですけれども、令和2年度、学校から報告されたいじめの認知件数は小学校は38件、そのうち36件が解決しております、2件は解決していません。中学校では39件全て解決しております。解決しなかった2件につきましては、本人と保護者が終わったとならないと解決にはなりませんので、学校では引き続き見守りながら指導してまいります。

（潮田）この相談に、今相談支援センターはオンラインでの相談とかというのはやっているのでしたっけ。

（学校支援課教育支援センター所長（課長級））教育支援センターでは、オンラインという相談はやっておりません。現在は、感染対策を講じて対面での相談を主に実施しております。

以上です。

（潮田）今後のことになりましたけれども、内容的にもオンラインでやることがメリットがある場合もあるかなと思うのですけれども、そういった機器としては、教育支援センターにはそういうオンラインでやるような機器というのは整備があるのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（課長級））教職員が使っている機械は支援センターにも3台ございます。学習者用端末の1人1台環境を生かして相談者と教育センターをつなぐICTを活用した相談窓口の効果的な運用につきましては、今後も研究を進めていきたいと思っております。

以上です。

（潮田）続きまして、小中学校両方になりますので、小学校のほうでいうと351ページ、中学校のほうでは363ページ、児童生徒就学援助事業のことでお伺いいたしますけれども、これが小学校のほうでは前年度比100万円の減、中学校のほうでは500万円の減。これは、こういったことが原因での減になっているのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）委員ご指摘のとおり、令和元年度、令和2年度と比較しますとそのような減少が生じております。こちらの理由につきましては、まず新型コロナウイルス感染拡大の影響で休校措置を取らざるを得なくなった状況がありまして、4月と5月の給食費の提供がございませんでした。また、校外活動費につきましても中止が増え、その内容で支給額が減となっております。

（潮田）中学校に関しましては、部活の費用もこの就学援助のほうで出ているのでしたっけ。部活があまり活動がなくなったからというようなことがここに影響というのはないのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）こちらの項目につきましては、部活動の項目は特に指定はございません。

(潮田) 分かりました。

371ページの文化センター管理運営事業で、コロナの影響による収入減の状況と、あと中止になった公演等の数というのはどうなっているのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) まず、収入減の状況になりますけれども、報告で上がっておりますのは利用料の収入が昨年度に比べましてマイナス1,741万8,540円で、1,195万5,640円の収入しかなかったということで報告受けております。また、自主事業収入につきましては、前年度比2,619万9,107円、438万5,150円しか収入がなかったということで、相当コロナの影響で収入減は影響していると思われれます。

また、中止になった公演等の数ということなのですけれども、年度当初22事業予定しておりましたが、そのうち10事業が中止、3事業が次年度へ延期ということで1年間終了したと聞いております。

以上です。

(潮田) 375ページの吹上の北側学習センターの984万3,087円の不用額、これは環境調査後の結果ということでありましたけれども、これはどういうことでだったのか伺います。

(教育部参事兼教育総務課長) 北側生涯学習施設なのですけれども、北新宿生涯学習センターの建築工事、建設工事に当たりまして、近くにある建物の建築前と建築後の影響について調査を行いまして、その結果、被害があった建物につきましては詳しく調査を行うというものがありませんでした。そちらのほうが当初予定していた件数よりも少なかったということがございまして、12件調査したのですけれども、そのうち5件に被害があったということで5件分の調査費用で済んだということと、あと補償額につきましても当初予定したよりも少ない金額で、少額で済んだということで不用額が発生しているというところがございます。

以上です。

(潮田) では、あとちょっとだけ残ったようですので、戻りまして151ページの障がい者就労支援センターのところで伺います。

障がい者就労支援センターの令和2年度の就労実績を伺います。

(障がい福祉課長) 令和２年度内に就職した人数は83人です。
以上です。

(潮田) その83人、これ令和２年度だけで83人ということで、そうするところに申し込んだ数というのも分かりますでしょうか。要は何人の方が申込みがあって、何人の方が就職したという。

(障がい福祉課長) 申し込んだ人数というのは分かりませんが、現在登録している人数というのは分かります。令和２年度末の登録数が543人です。令和２年度末に就職が決まっている人が、就職既に行っている人が273人です。
以上です。

(委員長) では、午前中の審査はここまでにしまして、午後１時から再開したいと思います。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時00分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
午前の加藤久子委員の質疑に対する学務課長の追加答弁について、再会前の発言であったため、再度発言をお願いします。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、午前中の加藤久子委員の休職者の期間についてのご質問に改めてお答えします。
詳細につきましては、個人情報となりますので、差し控えさせていただきます。休職の期間についてですが、それぞれ医師の診断と県の健康診査会において決定されております。期間といたしましては、6か月から最大で3年間となっております。
以上でございます。

(委員長) 次に、生涯学習課長より発言が求められていますので、発言をお願いします。

(教育部参事兼生涯学習課長) 先ほどの金澤委員のご質問の中で、教育費の不用額について答弁が漏れてしまいましたので、お答えさせていた

だきます。

教育費の不用額の大きいものを説明させていただきます。映画館管理運営事業につきましては、昨年500円で鑑賞できる文化芸術振興支援事業の影響もあり、収支としてはプラスとなりましたので、協定に基づき8割の指定管理料の返還という形で944万3,604円が戻入れとなっておりますので、その結果1,000万以上の不用額が生じました。また、文化センター管理運営事業につきましては、令和3年1月時点において新型コロナウイルス感染症の影響から、3月までの見通しとしてマイナスが予測されていましたが、その後緊急事態宣言が発令されたことにより、1月7日から3月21日が休館となってしまい、各種事業の中止に伴い、入場収入は減となりましたけれども、それ以上に舞台等の業務委託や広告宣伝等の経費が大きく減少したために、当初予算の範囲内で運営ができたことから、補填する必要がなくなったことにより、全額補填額を返還されたために1,000万以上の執行残となっております。

（教育部副部長兼学務課長）続きまして、学務課でございます。

児童就学援助事業につきましてはでございますが、コロナの影響による就学援助申請数の増加を見込み、514名分の予算を計上しましたが、実際には463名となりました。また、4月、5月の休校措置により給食提供がなかったことや校外活動等の中止により支給額が減額となりました。また、入学前の支給申請の増加を見込み、新入学児童生徒用品費を82名分計上しましたが、実際には50名となったためでございます。また、外国人通学補助金の交付対象者がいなかったための措置となっております。

続きまして、生徒就学援助事業でございます。こちらのほうもコロナの影響により、4月、5月の休校措置により給食提供がなかったことや校外活動費等の減額となったためでございます。また、特別支援教育就学奨励費の認定者を40名と見込んでおりましたが、実際には25名であったことから、このような措置とさせていただきます。

以上でございます。

（委員長）では、これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（金子）それでは、質疑をさせていただきますが、時間の関係でページ

数等は前後いたしますので、ご了承ください。

まず初めに、229ページ、予防接種事業なのですけれども、こちらについて全体的に昨年と比べたときの接種率、昨年というか、令和元年ですか、元年と比べたときの接種率についてどのような推移をしているのかお伺いいたします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）定期予防接種で申し上げます。

まず、子どもの予防接種の接種率です。令和元年度は96.0%でした。令和2年度につきましては、99.5%と3.5ポイント上昇しております。また、高齢者インフルエンザの接種率でございます。令和元年度は、41.2%でございました。令和2年度は、全額公費負担となったこともありまして、64.5%と23.3ポイント上昇しております。また、高齢者肺炎球菌につきましては、令和元年度34%から令和2年度は40%と6ポイント上昇しております。

以上でございます。

（金子）今、基本的には全て上昇したということでございます。これは、コロナ禍において皆さんが積極的に自分の健康をもう一度考えたような心理も働いたという理解でよろしいのかどうかお伺いいたします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）委員おっしゃるように、コロナウイルス感染の拡大がされている中、やはり自分でできる限りの予防はしようというような市民の皆様の思いだと思っております。

以上でございます。

（金子）続いて、HPVワクチンの接種率をお願いします。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）HPVワクチンの接種率でございます。令和元年度につきましては、0.3%ということで、接種者数は延べ8人でございました。令和2年度につきましては、5.3%の接種率で、接種者数では延べ79人となっております。

以上でございます。

（金子）一気に上がったのは、恐らく個別の通知がされたから上がってきているのではないのかなとは思いますが、今年の場合、今現在のもし分かれば教えてください。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 令和3年度につきましては、現在把握している期間が4月1日から7月の31日までとなっております。この期間に延べ49人の方が接種をされております。

以上です。

(金子) 今国のほうもどうなるか分からない状況ですが、ぜひ積極的に周知はしていただきたいなと思っております。

続いて、教育部のほうに移りたいのですけれども、333ページの教育指導費庶務事業について、これの事業内容について教えてください。

(教育部副部長兼学務課長) こちらにつきましては、会計年度の学校事務職員の報酬等に充ててございます。

(金子) 基本的に何か指導をする人たちではないということでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) はい、そのとおりでございます。

(金子) では続いて、335ページ、学力定着支援事業について、こちらの詳しい事業内容についてもう一度お願いします。

(教育部副部長兼学務課長) こちらにつきましては、小学校の教師用の教科用図書と指導書の支出でございます。

(金子) 教職員の教科書ということは、ただの物品費だという理解でいいのか。

(教育部副部長兼学務課長) はい、そのようでございます。

(金子) では続いて、337ページの外国語教育推進事業なのですが、これ基本的にALTのものだと思うのですけれども、こちらについての増員とかも昨今やっていますけれども、する前とした後の効果値の上昇値などとか、あと増員をすることで何の数値を目標としてどう上げていこうとか、そういう目標値などがあるのかどうか、その結果等教えてください。

(学校支援課長) 外国語教育推進事業についてお答えいたします。

事業内容につきましては、今委員さんおっしゃられたとおり、市内小中学校にALTを配置するのが主な内容でございます。成果をはかる指標といたしましては、外国語に興味を持っている児童の割合、5年生児童

の割合というのをアンケートを取りまして、そちらのほうを成果の指標としております。令和元年度につきましては、92%の児童が興味を持っているというふうに答えております。令和2年度につきましては、同様92%以上、92%を目標として掲げまして、結果としましては90%でございました。

以上でございます。

(金子) 基本的には興味を持っているかいないかという指標を目標にしているということですがけれども、なかなか分かりづらい指標かなと思っていて、学力だけが全てではないと思いますけれども、そういったところにもALTを入れることである程度の効果というのは出てきているのではないのかなと。それが分析をできないと、今後ALTをどれくらい増員しなくてはいけないのか、逆にこんなに要らないのではないのかという、そういう一般的な分析ができないのではないのかなと。ただ何となく入れるというふうなことしか、指標がしっかりしていないとできないのではないのかなと感じるのですが、その点についていかがでしょうか。

(教育部長) 教育が全ての、数値に表れた指標が全てではなくて、例えばALTについては、1校に1人いれば外国人の方の実際にネイティブな発音だとか、そういうところを身をもって体験して、身近に1つの学校に1人がいらっしゃれば、ALTがいれば、そういう外国の先生といえますか、外国人と触れ合う機会が多い、そういうようなところを体験しながら、一緒に学んだり遊んだりした中で、そういう外国の文化だとか、そういうところに触れ合ういい機会だと思いますので、一概にちょっと指標で数値で表すというものではないというふうに考えております。

(金子) 外国人の方と触れ合う大切さというのは、私も小学生のときにALTの方がいらっしゃって外国に興味を持ったと。中学で海外派遣等も行かせていただいて、親しむという、まずそこがスタートということはあるのですが、今後施策を展開する上で、何かしらの目標値というものも、ずっとALTやっているわけですから、何か追加の施策という

のを打つ上で、もうちょっとその辺も検討してみてもいいのではないかなとは思いますが、その点についていかがでしょうか。

（学校支援課長）ALTのほうは、昨年度まで着実に増員をさせていただいてきておりましたので、今後につきましてはその成果というものについてしっかりと見直し等できるように、また指標のほうを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

（金子）そしたら、続きまして、では先に学校図書館支援事業、343ページなのですが、こちらの利用件数についてお伺いします。

（学校支援課長）学校図書館の各校の利用件数につきまして昨年度の報告がございましたので、集計した結果を述べさせていただきます。

昨年度の利用件数、小学校3万6,761件、中学校5,386件、合わせまして4万2,147件の延べ児童生徒数の合計でございます。

以上です。

（金子）この数字というのが多いのか少ないのかというのがちょっと分からないのですが、何か他市との比べる情報とか、そういったものというのがありますでしょうか。

（学校支援課長）利用件数については一応集約をしておるところですけれども、それとはまた別に貸出し冊数など、こちらのほうも把握をしております。いろいろ学校規模、児童生徒数によるところもございますが、そういったものも参考にしながら、よりこの学校図書館教育の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

（金子）先日の答弁の中で普通の公民館とかの図書館との差別化みたいな答弁があったような気がして、今司書さんですか、とかを何か配置しているのでしたっけ、というようなお話があったかなと思うのですが、通常の図書館との差別化というものは、具体的にどういうことを考えていらっしゃるのかお伺いします。

（学校支援課長）本事業におきまして、学校図書館支援員を配置させていただいております。学校図書館支援員は、児童生徒の本の貸出し、返

却業務の支援や図書室内の掲示物の作成や環境整備などを行っていただいております。そして、何より児童生徒と接していただく機会、ブックトークの催しや読み聞かせ、また図書委員会などへの指導や補助なども行っていただいております。

以上です。

（金子）私が通っていた頃はそういうことが多分なかったので、ちょっとイメージがつかないので、もうちょっと教えてほしいのですが、支援員の方が入ることによって、私がいなかったときは図書委員がいましたけれども、ただ単純に本が置いてある人がいない空間だったので、掃除の時間以外あまり行ったことないのですけれども、今だと行くと人がいらっしやって、書店みたいな感じでお勧め図書のポップとかが書いてあってとか、そういうイメージでいいのか。昔と比べて面白い本どれとか紹介してくれたりとか、割と児童生徒が本借りてみようかなという親しみやすさが出ているような施策になっているのかどうかお伺いします。

（学校支援課長）委員さんがおっしゃるとおりで、図書館支援員が入ったことによりまして、先ほど環境整備が進んだと申しあげましたけれども、やはり推薦図書の案内、そういうコーナーの作成であったり、また季節、季節に応じた掲示物であったり、PTAの方々、ボランティアさんなど等の協力もありますけれども、そういったことを進めていただいております。

以上です。

（金子）では、次に行きます。345ページ、小学校教育用パソコン設置事業について。これは、中学校のものと一括してお聞きしたいのですけれども、先ほど別の委員への答弁で修繕に関しての答弁があったと思います。毎年100台ずつぐらい使用しない端末、在庫というのが出てくるということでしたけれども、端末の修繕費というの今恐らく計上していない。当初予算にも計上はしていなくて、決算のほうでもそういった文言がどこにあるのかちょっと分からなかったのですけれども、そういったものは、壊れたものはどこで処理をしたのか教えてください。

（教育部副参事兼教育総務課長）こちら令和2年度の決算の時点では、

パソコンルームにあるデスクトップ型のパソコンが主な授業で使っている内容でございました。そちらの部分につきましては、令和2年7月まではリースで契約しておりました、保守の中で修繕とか行っていた状態です。ただ、8月1日からはその保守が切れておりますので、そういったパソコンの修繕費ということで予算のほう計上していたのですけれども、修繕するパソコンがなかったという状況となっております。

また、児童生徒用の1人1台整備いたしました学習者用端末につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、予備機のほうで対応という部分と、それと実際GIGAスクールモデルということで5万円弱で購入ということなのですけれども、このパソコンなのですが、かなり子どもたちが使うということでメーカーのほうも努力をしておりまして、実際その倍ぐらいの値段がするということもございます。ですので、修繕費よりも購入したほうが仮に安いというようなことも考えられることから、特に修繕費ということでそちらの部分については計上していないという状況です。仮に修繕が必要ということであれば、ほかの事業で、小学校施設維持管理事業とか、そういった中でも教材のほうの器具の修繕費とかございますので、そういった部分で対応はできるかなと思っております。

以上です。

(金子)ちょっと今のところ確認をさせていただきたいのですけれども、基本的には代替機があるから修繕というか、修繕費を計上することは考えていないということで、さらにもし修繕が必要になったとしても、先ほどおっしゃっていた別のところの予算の修繕費で賄えるから、あえてこの専用の修繕費というものを今後計上する必要はないと考えてよろしいのか確認させてください。

(教育部参事兼教育総務課長) 実は今年度につきましても児童生徒のパソコンの修繕費ということで予算請求はしたのですけれども、先ほどご説明申し上げたとおり、実際買ったほうが安いのではないかとということや予備機があるということで、今回はそちらのほうは予算のほうがつかなかったという状況なのですが、担当課としてみればやはり専用の修繕

費も必要だとは考えておりますので、今後予算請求はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

(金子) 分かりました。ありがとうございます。

続いて、347ページ、みどりの校庭推進事業、こちらの進捗率と全ての学校に行き渡るまでどれくらいかかりそうなのかということを知る範囲で教えてください。

(教育部参事兼教育総務課長) 施設の修繕なのですけれども、今のところ公共施設の個別施設計画というのがございまして、そちらに基づきまして計画的に建物の屋上防水ですとか……

(何事か声あり)

(教育部参事兼教育総務課長) すみません。大変失礼いたしました。みどりの校庭推進事業につきましては、主に小学校のほうを中心に整備をしているところでございます。令和2年度までで10校整備が終わっております。今年度につきましては赤見台第二小学校を整備しているということで、11校ということでございます。残りがあと、19校ございますので、あと8校あるのですけれども、そちらのほうも計画的に整備していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

(金子) 続いて、347ページの小学校施設改修事業に関して。すみません、こちらもう一度昨年度の取組について教えてください。

(教育部参事兼教育総務課長) 小学校の施設管理事業につきましては、昨年度は鴻巣北小学校の屋上防水の改修ですとか、下忍小学校のトイレの改修、馬室小学校の屋上防水の工事、それと鴻巣北小学校、失礼しました。こちらのほう繰越しになっておりますので、下忍小までとなっております。建物のほうなのですけれども、古いものですと昭和30年代の建物もございまして、その辺りにつきましては個別施設計画を策定しまして、計画的に整備は進めているところなのですけれども、そちらのほうの整備と、また老朽化によりまして、突発的に緊急事態ではないのですけれども、対応しなければいけないという施設が出ているところから、

具体的に何年に全ての建物のそういった整備が完了するというのは、今のところはちょっと申し上げづらい状況となっております。

以上です。

(金子) 続いて、369ページの成人式開催事業についてお伺いします。昨年度はコロナ禍での開催ということで、その前の年度と比べても10万円ぐらい決算額が下がっているように感じるのですが、こちらの差額について、まずどういったものがあつたのか教えてください。

(教育部参事兼生涯学習課長) 元年度と比較ということなのですが、主なものとしたしましては式典のほうを簡素化したために、演台のお花とか、また消耗品関係が減っております。また、記念品として出しております新成人に対する映画鑑賞券、こちらのほうの使用率も低かったことから、その分の差額が生じております。主なものとしては、その2つが減額となっております。

以上です。

(金子) 昨年開催に当たって、実際に行った対策等を教えてください。

(教育部参事兼生涯学習課長) まず、大きなものとしたしましては、3回に分けて開催したということがございます。さらに、来賓につきましては、小学校、中学校の恩師のみとさせていただきまして、先ほど3回に分けてということだったのですけれども、1回当たり3校もしくは2校の中学校区でやりましたので、学校ごとにまとまって着席してもらい、退場の際も学校ごとに誘導することにより、退場がスムーズにいったというようなことがあります。また、入退場につきましては、入場口としては2階のホワイエからの入場だったのですけれども、退場につきましては1階部分の通路を使いまして、ホワイエに再度戻る方がないようにさせていただきました。また、一般的なことですけれども、受付前に検温を行ったり、事前に37.5度以上の方は入場できないというような案内はがきに明記したりというようなこともしております。

以上です。

(金子) 昨年ある程度開催に当たっての運用部分についていろいろとご検討いただいて、その知見もあるのではないかなと理解をしているので

すが、今年度の開催についてはどのように考えているのか教えてください。

（教育部参事兼生涯学習課長）今年度につきましても、8月から今年度の実行委員会立ち上がっているわけですが、その中で今検討しておりますが、3回に分けての分散開催、また来賓につきましては小中学校の恩師のみということで、昨年と同様に行うことになっております。また、当日の成人の集いについては、今後検討していくことになっております。以上です。

（金子）それでは続いて、399ページ、教職員職場環境改善事業についてお伺いをします。

こちら先ほど前任者も質問がございましたけれども、こちらの結果というものは誰が見れて、どのように対策を立てる等の、何か問題が見つかった場合、どのように対策を立てるかとかというのができるようなものになっているのかどうかお伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）まずは、個人的な内容で考えますと、個人にはその結果に応じた内容がフィードバックされる現状がございます。また、職場においては、10人以上の職場に関しては個人個人のデータの集計は出ませんが、全体の傾向としてフィードバックされ、今後のよき環境改善に努めることができます。また、市教育委員会としましても、市内全体の概要を把握することができることから、現在のところ1年目が終わりましたけれども、質的、量的負担はほぼ平均的、管理職や同僚のフォローが充実していると回答する教職員が大変多いという結果がございました。今後も管理職の部下への配慮及び職場の連携意識の醸成を促し、よりよき教育環境の構築を目指し、本事業を推進してまいります。

（金子）では、特に昨年度の結果から、今現状職場環境というものは鴻巣市に課題がないということで理解してよろしいかお願いします。

（教育部副部長兼学務課長）詳細につきましては、各学校において対応しておりますので、今後も学校訪問等を通じ、様々な情報を共有し、対応してまいります。

(金子) 今課題がないかを確認したのですけれども、そこに関しては各校のお話を聞きながらこれから考えていくという理解でいいのですか。

(教育部副部長兼学務課長) そのとおりでございます。

(金子) 残り時間が少ないので、ちょっと1個だけ。失礼しました。185ページ、ちょっと戻りまして、保育所管理運営事業のところなのですが、ちょっと通告……

(委員長) すみません。時間になりましたので。

(金子) 時間になりました。

(委員長) はい。

(何事か声あり)

(委員長) 2分23秒あるのですね。

(金子) 多分最初に報告があったので、ずれているのです。半ちょうどではないです。

(委員長) すみません。最初にお二方の報告がありましたので、あと2分23秒ありますので、もうしばらくお待ちください。

(金子) 185ページ、保育所管理運営事業、こちらちょっと通告はなぜかふれあい体験活動事業とちょっとずれたものが書いてあったのですけれども、ここちょっと申し訳ございません。聞きたいのは、昨年2か月ほどコロナの関係で登園自粛をお願いしたというところで、鴻巣市の場合には他市と全然違って、お金をいただかなかったというすばらしい判断をされたということで、保護者の方からすごく好評いただいていたのですけれども、その際に国から今保育の無償化でお金が入ってくると思うのですけれども、自粛をお願いした場合って返還をしなくてはいけないとか、そういうのがあるのかどうかを教えてくださいたいです。

(こども未来部副部長兼保育課長) 保育料の返還の話でしょうか。今回、今年度につきましても、今自粛をお願いしているのですけれども、そちらにつきましてもは登園日数に応じて保育料の返還を行っております。また、給食費については保護者負担となっておるのですけれども、公立保育所につきましてもやはり登園日数に応じて給食費の返還のほうも行っております。

以上です。

（金子）すみません。ちょっと聞き方が悪かったのですけれども、保護者に返しているのは分かるのですけれども、国から年度を通して保育料3歳以上無料ということで入ってきているではないですか、交付金が。それを保護者に市が払い戻したことによって、返還しなくてはいけないのかというのが分かれば教えてください。

（こども未来部副部長兼保育課長）多分幼稚園の関係になるかと思うのですけれども、無償化になりましてもそちらの分については園のほうに支給をしております。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）2点にわたって指摘して反対討論といたします。

2021年5月12日、参議院本会議でデジタル関連法案が成立しました。9月1日にデジタル庁を発足させるということです。これにはマイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化、また個人情報の保護に多大な懸念があるとされています。日本のデジタル法では、マイナンバーに個人の預貯金をひもづける計画もあり、個人情報保護への大きな懸念が残るものです。EUでは、消去を求める権利も守られているわけです。国会での野党の指摘に対して、政府は利便性を先行させるべきだとして応じなかったということです。デジタル庁は、市民生活を危険にさらす新たな政治機構になる可能性をはらんでいると思います。そして、住民の皆さんから寄せられた声は、「小学校2年生から本当に必要なのか。計算や読み書きなどの大事な基礎の学習が必要では」、これは小学生2年生の子どもを持っている父兄の言葉です。2つ目は、「学校の端末で動画やゲームに何時間もかじりついている。利用時間の制限など、個々の設定ができず、非常に困っている」、これは小学校4年生の子どもの保護者です。それで、3番目は中学生の中3の女子ですけれども、これは「英語の発言などが聞けるのがよい」、そして「中学生は生徒会

や部活でも活用している」というのが中学生の言葉でした。そして、「小学生はランドセルが非常に重くなった。徒歩20分でこれは低学年には厳しいのではないか」、これは子どもが小4の父母の方の言い分です。それで、学校で保管するために、不登校や欠席する子は後日配布されるプリント学習をしているということなのです。これには違和感があるというのを小5の方が言っているわけです。これらの点を指摘して、このデジタル法については反対の言葉とします。

それから、2つ目は、会計年度任用職員についてです。これは、約90%が民生費と教育費で占められているのです。少し数のあれが間違っているかもしれませんが、この決算書で数値を取りましたところ、民生費が約2億4,150万、教育費が約1億9,320万で、あとは総務費、土木費、衛生費、労働費、商工費、農水費は僅かです。これで2つで90%を占めているのです。民生費と教育費で会計年度任用職員というのは90%を占められているということです。これは、2017年5月に地方公務員法が改正されて、2020年4月から会計年度任用職員という制度が始まったわけです。賞与を払う一方、月額報酬を減らす自治体や、また採用が1年ごとで不安定さも依然と変わらない状態であると。労働基本法の扱いを問うというものです。私は、知り合いの方がこういう会計年度任用職員になっているということをお聞きしていましたが、結局辞めていくというのは、身分が保障されず、給料も安いということで、行政が安上がりの労働力を教育現場やその必要なところに投下するというのはやはり問題であると思いますので、反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(金澤) それでは、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

原口市政は、令和2年度を輝く未来へ向けての始動の1年と位置づけしておりましたが、昨年からの全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症、緊急事態宣言等の発令もあり、市民の生命と生活を守る様々な施策の推進を余儀なくされました。しかし、文教福祉部門では、コ

コロナ禍、緊急経済対策による特別定額給付金やひとり親家庭等緊急支援給付金、就学援助費受給者緊急支援金等の支給や通院に関わる子どもの医療費助成の対象年齢の拡大、未就学児の保育施設周辺安全対策工事、北本市との共同での障がい者基幹相談支援センターの開設など、子どもの出産から子育てまでの環境整備を一連的に充実しております。また、学校教育環境の充実として、児童生徒1人1台の学習者用端末機を整備し、先進的な教育、ICT環境を実現しております。さらに、学校給食センターを完成し、今年4月から安全、安心な給食を提供しております。コロナ禍、文教福祉部門では、市民の新たな課題に積極的に取り組んだことを評価し、文教福祉常任委員会に付託された議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定に賛成いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時41分)



(開議 午後1時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第85号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) それではまず、歳入のほうで繰入金が一般会計から今回の補正は4,269万2,000円となっております。介護保険の場合というのは、一般会計からの繰入金というのは、制約といいますか、限度額というのか、そういうものはあるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 決算の関係で資料のほうをお配りしておりまして、歳入決算の概要のところは4番目、保険給付費、地域支援事業費の費用負担割合ということで……

(早い、早い。A3のの声あり)

(健康福祉部参事兼介護保険課長) はい。歳入決算の概要の真ん中辺り、4番目、保険給付費、地域支援事業費の費用負担割合というふうに記載されておりますが、その中の市の部分、介護給付費につきましては実績の12.5%、地域支援事業につきましては、総合事業の部分では12.5%、包括的任意事業につきましては19.2%を法定の繰入れ分としていただきます。

以上です。

(野本) そうしますと、今の段階では市の繰入れは何%に当たるということになるのですか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 12.5%でございます。

以上です。

(野本) 要するに今の答弁というのは、4,269万2,000円を繰り入れて、歳入の合計が12億9,702万8,000円という、この金額が繰入れの12.5%に当たるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 補正予算に計上している分につきましては、令和2年度に既に繰り入れている金額と決算により12.5%を正確に精算した分との差額を計上しております。

以上です。

(潮田) 4ページの債務負担行為のところちょっと確認したいのですが、この一般介護予防事業委託、これって先ほど健康はつつ事

業とか脳トレということをごさいましたけれども、実際どのくらいの方が参加をされているのか、またコロナによって令和2年度及びまた今年度も7月ぐらいまでの間なかなか開催も難しい部分もあったのかと思うのですけれども、どのような状況なのか伺います。

（健康福祉部副部長）はつらつ健康スタジオでございますが、市内の公共施設等を使って介護予防の運動、脳トレ、それから栄養関係の指導を事業者さんに委託して行っているものでございます。令和2年度は、延べの参加人数、複数回参加していらっしゃる方もいらっしゃるのですが、延べになりますけれども、令和2年度は1,414人です。これは、コロナによって事業を休止しているときもありましたので、ちょっと少ない人数。比較としましては、令和元年度は参加延べ1万1,879人でございます。ということで、令和2年度は大分少なくなってしまったというところがございます。その工夫は、3年度については、なるべく開催できるように、人数を少なくして回数はなるべくキープしようということで今年度は工夫をしているところです。

以上です。

（潮田）このはつらつ健康スタジオ、脳トレも全部この事業費で1つの事業ですか。幾つかに分かれているのではなくて、1つだけになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）はつらつ健康スタジオ、何回か行う間に、脳トレとか、口腔の指導とか、栄養指導とか、そういったものも盛り込んで行っております。

以上です。

（潮田）このはつらつ健康スタジオとかの参加者というのは、介護保険の介護度があるとかないとかというのは関係あるものでしたっけ。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）参加していただけるのは、市内在住の65歳以上の方という条件のみですので、介護の認定とか、そういったものは取っていなくても参加できます。

以上です。

（潮田）そうすると、これは介護保険から出しているというのは、予防

ということが大事だから、介護保険の対象者ではなくてもという意味でよろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）これは、一般介護予防事業になりますので、介護予防の色が強いものです。

以上です。

（潮田）1点確認をしたいのが、先ほどのこれ分かりました。今介護度のほうが載っているのが、決算のほうの歳入のほうなので介護認定状況というのが載っておりますけれども、今現在の、今回もこれ補正でいろいろ出ている中の今の傾向というか、この介護度がどんどん皆さん高くなっていくのかなと思うのですけれども、傾向として毎年何人ぐらいの方が介護1から5と増えていく傾向にあるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護認定のほうにつきましては、先ほど見ていただいた歳入決算の概要の中の2番目のほう、認定状況を記載させていただいておりますけれども、若干増えてはおりますが、予想しているほどの大きな増加にはなっておりません。補正予算のほうは、2年度の実績で既にいただいている、足りないものは追加交付をいただく、多くもらい過ぎているものは返還する、そういった補正になりますので、3年度に入ってから増加とか、そういったものは入っておりません。以上です。

（潮田）確認です。介護度は年に何回見直し、その方1年に1回、2年に1回、どのくらいで見直しするものになっているのでしたっけ。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）新規で認定を受けている方については12か月です。1年です。あとは、簡素化といいまして、長期にわたり状態が安定している方については36か月、3年です。それから、前回要支援の認定を受けていて、今回も要支援だった方は24か月の2年です。要支援から要介護の認定になった方も2年、要介護から要支援に軽くなった方も2年、要介護から要介護で変わらなかった方も2年、あと前回要介護が4、5で高かった方、今回も4と5の方については36か月で3年の有効期間となっております。

以上です。

(潮田) すみません。今お聞きしたのは、今回の去年からありましたコロナの影響でやはり人と出会うことがなかなかなくなったりとか、または家に引き籠もってしまったりとかということで、介護度が上がっていく可能性があるかなというふうに思っているのですけれども、そうすると今のでいくとこの影響が出るとか出ないとかというのが分かるのが2年後とかというふうになっていくのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 昨年、今もそうですけれども、高齢者が外出を控えることによって筋力の低下だとか、あとは人と話すことが少なくなることによって認知機能の低下があるだろうということは私どもも認識しておりますが、いつから影響が出てくるのかというのは、それぞれその方によって、今その体の状態によって違うかと思しますので、はっきりしたいいつから出てくるだろうという予測はちょっと難しいところであります。

以上です。

(菅野) _____

(委員長) 菅野委員、すみません、菅野委員に申し上げますが、今介護保険の補正の部分の質疑をしているのですが、わがまち体操になるとこちらの決算書のほうのこの後ろの部分、ここで質問なさっていますか、今もしかしたら。

(菅野) _____

(委員長) これは決算認定なので、この後に質疑しますので、今補正のほうで質問してください。

(菅野) _____

(委員長) 今のなしでよろしいでしょうか。菅野委員、今の質問はなしでよろしいですか。

(菅野) はい。

(取消しだの声あり)

(委員長) では、取消しですね。では、取消し言っていただけますか。菅野委員、菅野さん、菅野委員、手を挙げて今の発言を取り消しますとおっしゃってください。

(菅野) 今の発言は取消しをお願いします。

(委員長) 発言の取消しがありましたので、許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) では、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時04分)



(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第91号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、何点か介護保険の特別会計に対しまして質問してまいります。

まず、1点目の説明欄というか、もちろんこちらの表にもあるのですが、認定審査会の委員のことなのですが、まず人選はどこですか、そしてその人たちの任期というものがあるのかどうか、まず1点伺います。1つずつでいいですよ。

(委員長) はい。

(健康福祉部副部長) まず、任期は2年でございます。人選につきましては、例えば鴻巣市医師会にドクターのご推薦をお願いしたり、あとは高齢者の施設さんに委員さんの推薦をお願いしたり、それからあとは認知症の関係で済生会さんに人選をお願いしたりとか、介護に関わる様々な分野、医療、介護、福祉に関わるるところから推薦をいただくようにしております。

以上です。

(加藤) ということは、自治会、いろんな専門医のドクターとか看護師さんとかいろんな専門関係の方もいらっしゃいますよね。それで、では施設の中のどなたかということですが、施設だって市内にはたくさんあるではないですか。例えば、2年任期ということで、また継続でお願いすることもあるのかもしれませんが、どこかの施設、1か所か何かの施設にお願いをして人選してくださいと言うのか、全部の施設同士が連携取れて、その中から人選するというのはなかなか難しいではないですか。1つのどこかの施設でどなたか1人お願いしますと

て、そういう人選の仕方をされるのですか。36人もいるわけですから、いろんな分野の方がいらっしゃるわけですね。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）施設の方の人選ということですが、持ち回りで施設の順番を決めておいてありますので、その中でその施設の中で人選をお願いしますということをお願いしております。

（委員長）すみません、ちょっといいですか。決算認定については、通告をしてもらうように申し上げていたのですが、今回の介護保険の決算認定で通告をしているのは菅野博子委員1人です。それで、今質問1つ…

（野本さんの声あり）

（委員長）野本さんと。

（潮田ねの声あり）

（委員長）潮田さん、そうですね。すみません。そのお三方なので、加藤久子委員さんと金澤委員さんからは通告されていませんので、金澤委員におきましては加藤委員が1つ今質問しましたので、平等性を保つために1問質問を許可しますので、もしもありましたら質問してください。加藤委員におきましては、通告していないので、よろしいですか、今の質問だけで。

（加藤）そういうことなのですね。後からメールで来ましたよね、介護についてはどうなので、質問される方は通告してくださいとあったのはもちろん見ているのですけれども、でも介護保険の、一般会計の決算のみはもう強制的ではないけれども、必ずしなければいけない。ほかの議案については、通告していなくてもできるのかなという、そういう関係ではああいうメールも頂いたけれども、特にそういうふうには認識していなかったもので、今そうしてしまったのですけれども、この決算は決算なので、ではそういうことなのですね。

（委員長）はい。

（加藤）はい、分かりました。

（委員長）ご理解いただければ。

（加藤）はい。

(委員長) 後ほど個人的に聞きに行ってくださいと思います。

金澤委員はありますか、質問。

(金澤) 後でもいいのだろう。

(委員長) 後で。

(金澤) うん。

(委員長) 分かりました。

(野本) まず、493ページ、介護認定審査事業につきまして伺います。

委員の関係は、先ほどの質問にもありましたけれども、認定作業の手順と認定までの期間がどのようになるのか伺います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 認定作業手順と認定までの期間についてですが、被保険者から申請がありますと、市は申請書に記入のある被保険者の主治医に意見書の作成を依頼します。同時に認定調査に伺うための日程調査をしますが、新規申請の方は市役所の職員である任期付短時間勤務職員の認定調査員が訪問し、更新申請の方は市と認定調査の委託契約を結んでいる事業所が訪問して行います。調査の内容は、身体面や精神面等について調査員がご本人にお会いし、ご本人や介護者等から日頃の状況をお聞きした上で、74項目ある認定調査票を作成します。主治医意見書と認定調査票がそろいますと、鴻巣市介護認定審査会で判定を行うため、全国統一の一次判定認定ソフトにデータを入力し、一次判定を行った後に、毎週火曜日と木曜日に開催されております介護認定審査会にて二次判定を行います。介護認定審査会において審査、判定を行いますと、市では審査会の通知を受け、認定結果通知書等を作成し、被保険者に郵送します。介護認定は、原則申請から30日以内に行っております。

以上です。

(野本) 今のちょっと説明が早かったのも、全部ははっきり分からなかったのですけれども、手順としてはそうすると申請をするところから始まって、その後主治医の意見書、それぞれがそれなりに日数がかかっていくわけですね。それを足し合わせていくと30日ぐらいになるということなのですね。それというのは、申請者にいつ頃できるというのは最

初に説明がされているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）申請いただいたときに、大体1か月かかりますという説明をしております。

以上です。

（野本）あと、先ほど説明の中だったか質疑の中だったかに1年に1度介護度のいろいろな判定がまたあると。それについては同じなのでしょうか、違いがあるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）まず、新規で認定を受けた方は、有効期間は1年というふうにしております。それから、あとは前回要支援だった方がまた要支援になったとか、あと要支援から要介護、逆に要介護から要支援、それと要介護から要介護という方につきましては2年の有効期間、それから重度の方、介護4、5の方がまた4、5であった場合は3年、それと審査会の簡素化対象者といひまして、長期にわたり状態が安定している方については3年というふうに、今現在はこのような基準で認定をしております。

（健康福祉部副部長）補足で付け加えさせていただきます。新規の場合の認定までのステップと更新に係る、1年、2年、3年のときの更新といひます。更新のときの認定のステップは同じでございます。

（野本）そうすると、判定までの期間も同じということですね。ということは、この認定作業の中に新規の人と更新の人が一緒に入っていて、それを順次審査会のときに審査をしていくという流れでよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）そのとおりでございます。

（野本）分かりました。

次に、501ページ、介護予防生活支援サービス事業につきまして、先ほどの歳出の説明の中に出てきたのですが、これ事前には私は分からなかったもので、その内容について、その事業をどのように進めているのかということ伺いたしたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護予防生活支援サービス事業についてですが、この事業は要支援の方や基本チェックリストというものが

ございまして、その該当者に対して自立支援に向けた介護予防サービスや生活支援サービスを提供する事業でございまして、介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービス、または訪問と通所サービスの提供基準を緩和して利用料を下げたはつらつ生活支援サービス、はつらつデイサービスを実施してございまして、それから平成30年6月からは短期集中訪問型栄養指導のサービスを実施してございまして、以上です。

（野本） そうすると、この中に出てくる委託料は委託料ですが、そのほかの補助及び交付金というのは、そのサービスを受ける人が介護度とか支援度などに応じて受け取る金額ということによろしいのですか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） この事業の利用者の負担は、認定を受けている方と同じで、1割負担または3割負担となります。それ以外の保険者が持つ負担については、この負担金に出ている数字でございまして、以上です。

（野本） そうしますと、例えば訪問型サービス事業負担金は何人分とか、通所型サービス事業の負担金は何人分とか、全部人数の積算ということなのでしょう。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） そのとおりです。

（野本） そうしますと、例えば今ここに出ている4つのサービスのそれぞれの人数と、そうすると1人当たり平均というのでも出てくるわけですよ。それを伺えればと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） 例えば一番利用の多い通所型サービス事業負担金につきましては、1億3,547万962円を負担してございまして、6,167件の利用がございましたので、約2万2,000円になります。それと、訪問型サービス事業負担金、これについては3,341万9,100円の負担をしてございまして、1,895件、こちらは約1万8,000円になってございまして、以上です。

（野本） だんだんイメージがつかめてまいりました。ちなみに、今の2つというのは、幅というのは幾らぐらいから幾らぐらいまでになってい

るのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）すみません。そのようなちょっと資料を持ち合わせておりません。今の時点でちょっと分かりません。

以上です。

（野本）でも、最低が幾らで最高額が幾らというのはあるわけですよ、数字としては。今資料はなくても。

（健康福祉部副部長）訪問型サービス、通所型サービス、これ一昔前に要支援1、2の方が、歳出の項目でいうと給付の中で国、全国一律で行っていたホームヘルプとデイサービス、要支援1と2の方がお使いになるホームヘルプとデイサービス、それが地方で工夫をして介護予防と一緒に進めなさいよということで、いわゆる新しい総合事業で移ってきたものでございます。基準限度額につきましては、要支援1、2でそれぞれ定めがございます。上限ですね、定めがございます。

以上です。

（野本）限度額については、具体的に幾らというのもあるのですか、それともそれは今資料がないからという、その部分なのですか。

（健康福祉部副部長）それぞれの額がございます。ただいま資料の持ち合わせがございません。後でお示ししたいと思います。

（野本）では次に、その下に出てきます介護予防ケアマネジメント事業、こちらのほうの2年度の決算ですので、事業成果について伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）この事業につきましては、先ほどの介護予防生活支援サービス事業をご利用になっている方のケアプランの作成代でございます。成果としましては、介護サービス事業者や地域のボランティアとか民生委員等の多様な社会資源を使って、要支援者等の生活の維持や自立支援のために住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるように、介護予防ケアマネジメントを作成するよう努めることで、介護支援専門員の資質の向上につながることを挙げられると思います。

以上です。

(野本) 今の説明は、資質の向上のための事業という理解でよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) このケアマネジメント事業につきましては、要は要支援者の方が地域の中でいつまでも生活の維持や、あとは自立支援できるように、地域包括支援センターのケアマネのほうプランを作成するように、そういうように努めるようにしておりますので、それによって資質向上につながるかなど、そういう見解です。

以上です。

(野本) では、次のページ、503ページの認知症総合支援事業について。先ほど説明では委託先、こうのとりのいうふうに説明がされたと思いますが、事業の内容について伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 事業内容は、まず認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置して、チーム員により早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しております。チーム員は、専門職2名以上、専門員1名の3名以上で編成されまして、本市におきましては保健師や看護師などの医療職2名と介護福祉士などの介護職2名が配置されておりました、チーム員会議のときなどは医師のほうに参加しております。また、認知症の方やその家族を支援するための相談業務、医療機関や介護事業所など、地域の関係機関との連携支援を行う認知症地域支援推進員を認知症初期集中支援チームの4名の方兼務で配置しております、推進員を中心として認知症施策を推進し、認知症地域支援ケア向上事業として、オレンジカフェやオレンジダイヤル、若年性認知症本人のつどいなどを実施しております。実績といたしましては、2年度の認知症相談支援は1,801件、訪問などの初期集中支援は939回などとなっております。

以上です。

(野本) たしか以前私が文教福祉常任委員会に所属していたときに、そこに伺ったことが委員会としてあったのかなというふうにも思うのですが、要するに個別の事例を直接扱ってくれる場所という理解でよ

ろしいわけですね、相談がこれだけあるということは。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）家族やご本人からの相談から始まりまして、個別にこの職員の方に対応していただいております。

以上です。

（野本）認知症については、健康長寿が進めば進むほど対象者は増えていくというふうに私も感じているのです。そういう意味では、これからまだまだ増えていくのではないかと思うのですけれども、その体制、予測といいますか、今後の市の受け止めというのはどのようにして、ひたすら数に対応していくというような感じなのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）認知症は、高齢者の5人に1人の割合で発症すると言われております。認知症を発症する時間といいますか、年齢を高くしていくように対策をしていくことが必要なのかなとは考えております。

以上です。

（野本）寿命が延びるわけですから、それをしないと本当に大変なことになるなというふうに思いますが、今後のこの支援事業そのものの充実というのは、今のところ今の延長線上にあるということではよろしいのですか。年齢を上げていくというのは確かにそうなのでしょうけれども。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）今年度からになりますけれども、認知症の方を見守っていく体制としてチームオレンジという組織を立ち上げまして、対応していく予定となっております。

以上です。

（潮田）それでは、通告してありますのは特定入所者介護サービス費支給事業、499ページのほうになりますけれども、決算の概要のほう載っているところかと思えます。

まず、この特定入所者介護予防サービス費の不用額が4,571万945円出ているのですけれども、これはどういうことからの不用額になっているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）特定入所者介護サービス費支給事業につきましては、施設入所や短期入所、ショートステイですね、これを

利用した場合に、非課税世帯の方の居住費や食費、この非課税世帯の方が居住地や食費などの自己負担が高額になり、利用が困難とならないよう、標準費用額との差額を現物給付するものになっております。施設入所の場合は、決算状況を見ますと施設入所のほうは増加しております、居宅サービスに比べてコロナの影響というのは小さかったものと考えておりますが、反対に居宅介護サービス給付費や介護予防サービス給付費に含まれる短期入所生活介護等の延べ給付件数は、令和元年度は4,537件で、令和2年度は3,768件と、769件減少しております。金額のほう、給付費のほうも前年に比べまして約2,400万円ほどの減少をしていることから、非課税世帯の方のショートステイの利用も減少したものと考えております。予算につきましては、新型コロナウイルスの影響はないものとして、介護保険事業計画を基準に編成したものでございます。決算額につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ショートステイ利用者が減少したため、給付費が減少、よって不用額が大きく増額したものと考えております。

以上です。

（潮田）確認ですけれども、この特定入所者介護サービス費支給事業のこの内容は食費ということ、居住費も入るわけですよ。要は利用全体がやはりコロナの影響で少なくなったということ。すみません、ちょっとここに書いてある表の意味がよく分からないのですけれども、非課税世帯の場合でも、利用者負担の段階って1、2、3段階あるのですか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）非課税世帯の中で3段階に分けられておりまして、それぞれ限度額が決められております。

以上です。

（潮田）先日いただいた相談がこれに関わるもので、この金額、負担額の限度額って、これは変更はあったのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）2年度までの基準と今年度からの基準が変更になっております。

以上です。

（潮田）ここに書いてある数字は、これは2年度ですか、3年度からで

すか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）これは決算の状況になりますので、2年度までの金額でございます。

（潮田）そういたしますと、3年度においてはこれがさらに増額されているということになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）食費について変更がございました。一番大きな影響は、預貯金の金額、それによりまして、まず非課税世帯であっても預貯金が多くあるとこの認定は出ませんが、今まではお一人で1,000万、夫婦2人だと2,000万という単純な基準だったのですが、3年度、今年度からは預貯金の金額が引き下げられまして、該当にならなくなってしまった方もいらっしゃいます。

以上です。

（潮田）3年度については、例えば食費の負担限度額、今これ第1段階300円、第2段階390円、第3段階650円ですけれども、ここから上がっているということでしょうか。金額が分かればお願いいたします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）食費のほうは、第1段階は300円で変わりありません。第2段階の場合は、入所の際の食費の金額は変わっておりませんが、これがショートステイを利用する場合は600円ということで、ショートステイの場合はということで新たに金額が設定されました。それから、第3段階は、これ収入によりまして、2つの段階に分かれます。3段階の①と②ということで分かれまして、①の方は入所の金額は650円が変わりありませんが、ショートステイは1,000円となります。第3段階の②の方は、今までは650円でしたが、1,360円に引き上げられ、ショートステイの場合は1,300円となります。

以上です。

（潮田）そうすると、その限度額を超えた場合にサービスが出る、お金が給付されるということ、という意味でしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）低所得者の方は、この書いてある金額が限度額、この金額で食事の費用が賄えるということで、課税世帯の方とかはもっと高い金額のものをお支払いいただいているのですけれど

も、それとの差額を現物給付しますので、入所者の方は、低所得者の方はこの記載されている食事の金額までをお支払いすればよいことになっております。

（潮田）そうすると、実際この特定入所者介護サービス費の支給をされた人数というのは、ここの表の中にどこか書いてあるものでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）人数は分からないのですが、件数は介護サービス費のほうは2年度が8,949件、予防サービスのほうは52件となっております。

以上です。

（潮田）分かりました。

そういたしますと、もう一つのほうの501ページの介護予防生活支援サービス事業のほうで、こちらも2,007万1,403円の不用額、これも同じことが言えるということによろしいのでしょうか。でも、これ事業の内容が違いますよね。すみません。こちらのほうをもう少し詳細を教えてくださいたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護予防生活支援サービス事業は、平成29年4月から開始となった事業で、要支援の方や基本チェックリストの該当者、いわゆる総合事業対象者に対しまして、自立支援に向けた介護予防サービスや生活支援のサービスを提供する事業となっております。介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービス、訪問と通所サービスの提供基準を緩和して利用料を下げたはつらつ生活支援サービス、はつらつデイサービスを実施しておりまして、平成30年6月からは短期集中訪問型栄養指導のサービスも実施しております。介護予防生活支援サービスを利用する総合事業対象者となっている方は、令和2年度末で335人、対前年度46人の増加、給付費に相当する負担金は1億6,927万2,597円で、対前年度417万9,739円増加しております。予算につきましては、令和元年度の実績は負担金額が前年度よりも1,500万ほど伸びていますが、その年度途中の伸び率を参考に編成したものでありまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予防サービスの利用控えがやはり生じまして、給付費の伸びが抑えられた状況となり

まして、予算との差が大きくなったものと考えております。

以上です。

（潮田）この中にあります高額介護予防生活支援サービスと、高額医療合算介護予防生活支援サービス、これそれぞれ受けている人数というのは、これは申請ですよ。あくまでも申請であって、申請しなかったらこのサービス受けられないと思うのですけれども、申請している数を教えていただきたい。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）この事業も介護保険の給付費のほうも高額とか、高額医療合算サービスのほうで該当した場合は、こちらから通知を差し上げまして、それで申請をいただいているところでございます。それで、高額介護予防生活支援サービス費負担金につきましては、2年度は142件、27万1,847円です。あと、高額医療合算介護予防生活支援サービスは17件で11万688円を支給しております。

以上です。

（潮田）そうすると、思っていたよりも、このサービスのほうの利用は少ないということで、これはでも気がつかなかったから申請しなかったということはないということ、基本的にこちらからプッシュ型でお知らせをしているということでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）初めて該当したときには通知を差し上げております。次からは、翌月からはもう職権で自動的に口座のほうに振込をさせていただきますので、それとまた申請がない場合は続けてこちらから通知を差し上げておりますので、申請漏れというのは基本的にないものと考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。

もう一点、同じくこの内容の中で、短期集中訪問型栄養指導サービス、これの概要を教えていただきたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）栄養状態の悪い方、その方にメニューの指導とか、あとお料理の作り方の指導なんかをしていただく、訪問して実施していただく事業なのですが、2年度はこれもコロナの影響を

受けておりました、前年度は12人の69件ということで実績があったのですが、2年度につきましては6人の36件ということで減少しております。以上です。

（潮田）これにつきましては、自治体によっては少し集まってやるようなところもありますけれども、鴻巣市の介護保険の事業の中では、栄養指導、集まって皆さんに指導するということは特にしていないということでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）集まっての栄養指導のほうはしておりません。以上です。

（潮田）今後、これ集まってやるという、コロナのときは大変だとは思いますが、そういったような考えとかというのは今のところないということになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）今のところそのような予定のほうはありませんけれども、今後そういった事業ができる、需要のほうがあって、やったほうが良いという方向になりましたら検討していくものと考えております。

以上です。

（菅野）ここに資料がありますので、ちょっと読ませていただくのですが、2020年度から介護納付金に総報酬割が全面導入されたため、被用者保険の負担が増えて、国庫負担が減少しました。これに伴い、20年度に限った特例措置として、介護納付金が負担増となる被保険者に対して、国段階ですけれども、31億円の財政支援を行いますということになっているのですけれども、この国庫負担に伴うこれらの数値がこの中のどの項に入っているか分かりますか。2号保険者国庫負担金について言っています。2号保険料国庫負担金について言っています。国段階で2,662億円だったということなのです。ちょっと全国での数値ですけれども、これに関する部分がどれぐらい負担増となったのかお聞きします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）本日お配りしている歳入決算の概要の国庫支出金の中には、今現在はそのようなものは入っておりません。

その制度につきましては、健康保険のほうではないかと考えますが。健康保険の制度ではないのかと。

(菅野) うん、健康保険。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 健康保険と介護保険、違いますので、そのような2号被保険者の分としての国庫負担というのはないのです。

(菅野) では、もう一つお聞きします。

今回厚労省の社会保障制度審議会介護保険部会は、要介護1、2の生活援助を総合事業に移行することは引き続き検討しますとしました。しかし、総合事業については、事業対象の弾力化として要介護者も対象にすることを打ち出していると言っているのです。さらに利用促進のための運用改定を行うと言っていますが、この点については本事業にどのように…

(委員長) 菅野委員、すみません。今介護保険課長が親切に手を挙げてくれていますが、通告の中にはその質問はないのですが。

(菅野) ないよね。

(委員長) はい。

(菅野) ないと言って、だけれども…

(委員長) 介護保険料の徴収実績状況と、あと滞納分の金額の処分についてはという、この2つが出ているのですが。

(菅野) こういうやり方ってどうかと思うよね。

(委員長) まず、これを聞いていただけますか。

(菅野) 通告しないとできない。分かったよ。やり直すよ、では。やり直し。

(委員長) 通告していないことはできないので。

(菅野) まだ時間の範囲ですよ。

(委員長) はい、お願いします。

(菅野) では、介護保険料の徴収実績状況について、滞納繰越分の中に624万7,300円、210件不納欠損処分として計上されていたわけですが、この実態をお聞きします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 欠損額について…

(菅野) 32ページ。32ページと書いてあるけど、何の32ページだ。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 令和2年度不納欠損、210件、合計で624万7,300円の内訳といたしまして、執行停止の1号、財産なしの方は24人で78万100円、2号の生活困窮の方は18人で42万9,200円、3号の所在不明の方は4人で11万5,000円、その他単純時効につきましては164件、492万3,000円となっております。

以上です。

(菅野) 後で聞きに行きます。一応分かりました。

では、いわゆるいろいろ制裁された場合、制裁ですよ、要するに今回の制度は。そうすると、そのことにより、市民の生活がどうなるのかということに行政はどのように対応しているのでしょうか。お金払わなかったから——と言うのですか、まさか。払えないものは払えないのだ。上げてしまったから、値段を

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 制裁といいますのは、差押え処分のことでしょうか。

(菅野) 今の払えない、不納欠損処分をしたわけですがけれども、滞納した場合はそれなりの罰則というのがあるのでしょうか。そこら辺を聞きます。引き続き利用できるのか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) すみません。不納欠損になった方ですね。そうしますと、今度介護保険のサービスを使われるときに給付制限がございます。欠損になっている、要するに滞納している期間に応じまして、計算式があって、その期間は決まるのですけれども、本来1割負担の方は3割負担になりまして、負担が大きくなります。そういった給付制限がございます。

以上です。

(菅野) これって福祉制度ではないですよ。金のない者は——という制度としか思えないのですけれども、そういう行政の……

(議事進行の声あり)

(潮田) 今の菅野委員の——ということでしょうかねという、その発言はちょっと……

(菅野) ちょっとあれだね。

(潮田) はい、取り消すべきだと思います。先ほども1回言っておりますので、それはちょっと取り消していただきたい言葉です。

(菅野) 申し訳ありません。——の部分は取り下げていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

(委員長) お諮りいたします。

ただいまの文言の取消しにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) では、文言の取消しは認められました。委員長に一任ください。

続けてください。

(菅野) 滞納するというのは、やはり何らかの事情があって滞納しているわけですよ。ですから不納欠損処分をするというふうに行政でもやっているわけで。福祉制度の中で罰則というのをどのような状況でいわゆる高齢者に及ぼしていくのか、救済措置なるものはどういう形でかないのか、それをお聞きします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 給付制限となってしまうと、救済制度はありません。ですけれども、そうならないように、窓口とか電話とかで納付についてのご相談いただいたときには、きちんと納付していただくという約束をしていた上で、給付制限にならないようにこちらも配慮しておりますので。今、給付制限を受けている方は7人のみです。

(菅野) その給付制限を受ける場合は、例えば5,000円でも1万円でも入金しますよと、そういう状況でもいわゆる制裁措置はいかないというふうになる、どういう形をしたら給付制限にならないという最低限の施策ってあるのですか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 本市におきましては、納付誓約をしていただく、納付を完納に向けての計画を示していただいて、お約束をする、それをもって時効の停止をいたしますので、欠損にならないように、なるべく長い期間かけても納付していただくような配慮はしており

ます。

以上です。

（菅野） そうすれば、今回いる7人のような方の場合でも、大抵は引き続き利用できる状況になるという形で事が進むようになっているのでしょうか、今まで。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） この7名の方については、もう給付制限何か月、1年を超える方もいらっしゃるかもしれませんが、それはこの期間を終えないと、元には戻らないのですけれども、こうならないように納付の指導なんかをして、そうならないように、それを配慮しております。

（菅野） 実際に給付制限というのはいつをいつと区切って、でもあれですけれども、何人ぐらいいるものなのでしょう。例えば1年区切ると何人、半年だと何人とか、状況がこういう状況だと何人とかって。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） 令和2年度末の時点で7名おります。

（菅野） 本当は、行政のやるのは利用者の窮状を放置することではないと思うのです。いわゆる軽度者の生活援助も介護給付から外して、総合事業に移行するためのものということにならないのか。事業からいわゆる弱者が放置されたら、その後行政はそれなりの、また別枠での援助の手を差し伸べなければいけないと思うのです。ですから、そこらに対する対応というのは、まして高齢者で、年金もいっぱいもらってあればあれですけれども、生活苦もある中で、どのように手を差し伸べることが最低限できるのか。

（健康福祉部副部長） ただいま総合事業というキーワードがありましたので、そこで弱者にということでしたので申し上げますけれども、総合事業、新しい総合事業、鴻巣市では平成29年から始めておりますが、決して弱者を切り捨てるという制度ではございません。今まで給付で行っていた要支援1、要支援2の方がご利用になるホームヘルプサービス、それからデイサービス、これを地域の実情に応じて工夫してやりなさいという介護保険法の改正がありましたので、それを引き継いでございます。要支援1、2の方がお使いになっていたホームヘルプサービス、デ

イサービスはそのまま移行してございます。同じサービスが引き続きご利用いただいております。

加えて、基準緩和型、少しご利用料金の安いものも鴻巣なりに新しくサービスをつくって、それで間に合うよ、これで介護予防になるよという方はご利用いただいております。さらには、先ほどありました栄養指導、短期集中の栄養指導なども併せて行っておりますので、総合事業が決して弱者を切り捨てるとか、介護から切り離すとか、そういった制度ではございません。

以上です。

（菅野）今おっしゃった基準緩和型新サービスをつくっているということです。これは、具体的な内容ってどういうことなのでしょう。

（健康福祉部副部長）ホームヘルプサービスと、あとデイサービス、今まで介護保険法で北海道から沖縄まで全部決められていた人員の基準、それから設備の基準、これを少しライトなものにしまして、短い時間でもいいよとか、そういう工夫を凝らしたものでございます。事業者側の人員基準、設備基準を少し緩和して、その代わり単価も安くなって、ご利用者さんが要支援の認定を取らなくても、基本チェックリストというアンケート調査で、この方該当するなという方であればお使いいただけるといような、非常に迅速にサービスにつなげられるようなものでございます。

以上です。

（菅野）それは、市独自の福祉施策なのでしょう。

（健康福祉部副部長）はい、鴻巣市独自でございます。

（菅野）そうすると、今の例えば7人いる中で、どういう形でか救える人というのは出てくるのか。こういうことだから、こういうところを改善しなければこの人は適用にならないということなら、いわゆる弱者への視点の問題ですけれども。

（健康福祉部長）給付制限の関係と総合事業の関係は、全然別のものでございまして、給付制限が1割から3割になったとしましてでも、認定が出ていれば介護サービスは利用いただけますので、総合事業はあくま

でも要支援1、2の方に向けてのサービスという形になります。

先ほど保険料の絡みから欠損の話、いろいろ出てきましたけれども、基本的には、私本会議の中でも申し上げましたけれども、保険料をお支払いいただける能力のあるにもかかわらずお支払いをいただけない方、それから本当に生活に困窮していて、なかなかお支払いいただくのが難しい方、この2つに大きく分かれると思います。その中でも、生活が苦しい方については、先ほど課長が申し上げましたように丁寧に対応しているということで、それ以外の保険料を払う能力があるのにもかかわらず払っていただけないという方については、しっかりと給付制限等も法律に定められたものでございまして、保険制度という中でしっかりそこは対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 要するに国がどんどん、どんどん改悪してきているわけです、国の制度を大本から。そこに問題があるわけです。ですから、そのことに対して、やはり地域の自治体から、やめなさいよと、こういう状況は正しくないよと、選挙で選ばれた、そういう事業の下で、この事業はしようがないと認める状況が続いているのはあれですけども、地方自治体の場から、こういう状況だから、こういうふうにならないかという、そういうことを国に意見書を上げるということとはできないのですか。

(健康福祉部長) 介護保険制度というものは、決して悪ではないと思っています。保険制度で皆さん保険料を払っていただきながら、必要になったときに必要なだけのサービスを使えるというものですので、この介護保険制度がもしなかった場合は、本当に公費で負担するような形になりまして、大きな税金の持ち出しということにもなります。あくまでも皆さんで保険制度として運営していきましようということですので、こちらについてはしっかり国の制度を見ながら、福祉としてもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

(健康福祉部副部長) 野本委員からご質問いただきました利用者の限度額でございまして、申し上げてよろしいでしょうか。

要支援1の方で1割負担の方でありましたら、ご利用者負担の限度額は5,032円、要支援の1の方は5,032円の自己負担のサービスまでお使いいただけます。要支援2の方は、自己負担、同じく1割の方ですけれども、1万531円のサービスまでご利用いただける。一月当たりでございます。以上です。

(金澤) まず、質問する前に、この介護認定特別会計が一旦終わった後、ちょっと確認をさせていただきたいことがある。それはそれでいいです。質問なのですが、歳入決算の概要書をいただきました。歳入の分、その認定状況がございますよね。令和2年度末で第1号被保険者、2号被保険者で、合計で4,367名と、要支援1から要介護5まで何名だという形であるのですが、私もこの介護の文教のほうはしばらくやっていなかったのだから分らないのですが、例えば要支援1から要支援2、要支援2から要介護1、要介護2、今後団塊の世代等の人がだんだん増えていくだろうと。そうすると、この人数というのは大体スライドして増えていくような形で認識をしているのか、その辺をまず確認したいのですけれども。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 団塊の世代の方がまず75歳以上となる年、令和7年ということですからけれども、それに向けて右肩上がりで認定者数というのは増えていくものと推計しておりまして、第8期介護保険事業計画のほうも、給付費のほうをそれを見込んで増やしております。以上です。

(金澤) それと、先ほど前任者の質問の中で、申請作成からの認定までのスケジュールの中で、本人と面談して74項目についてチェックしますよというお話だったのだけれども、この74項目というのは、介護保険が始まってからずっと74項目なのですか。

(健康福祉部副部長) 74項目はたしか変わっていません。以上です。

(金澤) というのは、被保険者がどんどんいわゆる増加すれば、当然介護保険事業自体が難しくなってくるのは確かだと思いのです。そうすると、その辺をどういう形でバランスよく組み替えるかというのが当然出

てくるなという感じがするのです。今やっているのは、上の介護とか上の番号に行かないように予防をやるのですよということで、いろんな事業をやってくださいという形なのだけれども、最終的にはやっぱり年齢が増えていけば増えているほど、やむを得ずだんだんスライドしていつてしまうのではないかなという感じがするのです。その辺のことについて、他市も当然同じような状況だと思うのですけれども、本市についてはどういう感じで今後考えているのか、ちょっと確認だけさせていただきます。

（健康福祉部長）介護度がスライドしていつて、重い人が増えてくるのではないかというお話だと思うのですけれども、確かに人口が増えてくる中で高齢化がどんどん進んでいくということでございますので、そういう状況は確かにあるのかなというのは想像はできるところなのですが、実際に介護度の重い方がどんどん増えていくかということ、お亡くなりになる方もいらっしゃるし、全体的なところからいくと若干増えてくるぐらいなのかな、ちょっと個人的な感想ですけれども、そんなイメージで今自分は取っています。

介護予防の観点で言いますと、もともと介護保険というのが始まったときには、介護予防の概念が全然なくて、地域支援事業というこの3款の部分丸々なかったのです。介護度も1から5までしかなくて、こんなに多く要支援というところもなかったのです。まずは保険制度で家族介護をなくしましょうということで、介護を保険でやりましょうということから始まってまして、そんな中で、菅野さんが心配しているように、保険料が年々どんどん上がっていつてしまうという中で、地域支援事業、介護予防事業をこの保険の中でやって、なるべく介護が重くなる人を防いでいこうということで今やっているということで、今後もこの地域支援事業の割合がどんどん増えていくのかなというふうな気がしています。最終的に、もうあと20年ぐらいしてきますと、逆に高齢者の人口が減ってきますので、そこはまた認定の方は減ってくるかなというふうな感じでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 今回の改正は、高額介護サービスの負担限度額を引き上げるものです。現役並み所得、年収約383万円以上の世帯の負担上限額は、現在月額4万4,400円です。これを3段階に分け、年収約770万円以上の世帯は9万300円に、1,160万円以上は14万1,000円に引き上げます。また、1割負担の世帯に設けられていた年間負担上限44万円は、20年度末で廃止されます。利用料に2割負担、3割負担が導入された際、厚労省は高額介護サービスの制度があるから歯止めがかかると批判をかわしてきました。それをほごにして最大3倍を越す引上げを行おうというものです。

さらに、施設入所者の食費、居住費の負担です。施設等に入所する低所得者の食費、住居費を補助する補足給付について、住民税非課税世帯で本人年収が120万を超える場合の自己負担を2万2,000円増やします。食費、居住費、サービス利用料、保険料、合わせて月8万2,000円の負担になり、年金収入のほとんどを施設利用費に充てなければなりません。補足給付の対象となる預貯金と資産要件も、現在の単身1,000万円から、年収に応じて650万円から500万円に引き下げます。低所得者の施設利用をますます困難にするものです。

今回の制度改定について、小幅改定などと報じられていますが、これまでの負担増は利用者のみならず、介護者家族の家計に重過ぎる負担となり、介護保険が利用できない大きな要因となってきました。消費税が10%になり、後期高齢者医療の窓口負担も1割から2割へ引上げが狙われている中で、今回の負担増は高齢者家族の生活を二重三重に追い詰めるものです。厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見は、軽度者、これは要介護1、2です。この生活援助の見直し、ケアマネジメントの有料化、多床棟の室料負担などについては引き続き検討としましたが、決して断念したわけではありません。財務省建議でも、利用者負担を原

則 2 割にすることも含め、改革項目の多くは 3 年前の制度改革時に議論されていたものと指摘して、確実な処理を求めています。これ以上の負担増、給付削減は、高齢者にも、それを支える現役世帯にも痛みを押しつけるものでありますので、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 91 号 令和 2 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第 91 号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 4 5 分)